

序章 環境影響評価書の目的と経緯

1. 環境影響評価の目的

本書は、川口市戸塚環境センター施設整備事業に関し、「埼玉県環境影響評価条例（平成6年、埼玉県条例第61号）」第6条の規定に基づき、令和2年3月6日付けで知事に提出した「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という。）の記載事項について、住民等の意見及び知事意見の内容等を踏まえて検討を行い、「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価書」（以下、「評価書」という。）として取りまとめたものである。

2. 評価書作成までの経緯

評価書作成前までの経緯の概要は、表1に示すとおりである。

表1 環境影響評価手続きの経緯の概要

	事項	時期
調査 計画書	調査計画書の提出	平成30年1月9日
	調査計画書の公告及び縦覧 (意見数0件)	平成30年1月16日～平成30年2月16日
	調査計画書説明会の開催 (川口市、さいたま市、草加市、越谷市)	平成30年1月27日～平成30年1月28日
	知事の意見	平成30年3月30日
	調査計画書の変更 ・事業計画の詳細記述及び一部変更 ・調査、予測及び評価の内容の変更	令和2年2月26日 届出 令和2年2月26日 申請 令和2年2月28日 承認
調査	環境影響評価に係る現地調査	平成30年5月～令和元年7月
準備書	準備書の提出	令和2年3月6日
	準備書等の公告及び縦覧 (意見数1件)	令和2年3月13日～令和2年4月13日
	準備書説明会の開催 (川口市、さいたま市、草加市、越谷市)	中止 ^{注1)}
	見解書の作成等	令和2年6月3日 意見者へ送付
	知事の意見	令和2年11月4日
	公聴会の開催	中止 ^{注2)}
	準備書の変更 ・事業計画の詳細記述と環境影響評価の 内容の変更	令和3年1月25日 届出 令和3年1月25日 申請 令和3年2月10日 承認
評価書	評価書の提出	令和3年3月

注1) 「埼玉県環境影響評価条例」(平成6年、埼玉県条例第61号)第13条第2項及び「埼玉県環境影響評価条例施行規則」(平成7年、埼玉県規則第98号)第9条に基づき、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、準備書説明会の開催を中止とした。

2) 「埼玉県環境影響評価条例施行規則」(平成7年、埼玉県規則第98号)第15条及び第16条に基づき、公述の申出がなかったため、公聴会の開催を中止とした。

3. 評価書における準備書からの変更

準備書に対する住民等の意見及び知事意見を反映させるために、準備書の内容を再検討すると共に、記述の追加、修正を行った。主な追加、修正事項は表3に示すとおりである。

また、調査計画書及び準備書から変更申請を行い、承認を得て変更した事項は以下に示すとおりである。なお、誤字、脱字等の軽微な訂正については記載していない。

表2 追加・修正の区分

区分	内容
A	住民等の意見及び知事意見等の指摘事項に対応して追加・修正を行った。
B	内容の充実または分かりやすくするために、文章等の追加・修正を行った。
C	事業計画の変更に伴い、修正を行った。

表3(1) 準備書からの主な追加・修正事項とその内容

項目	追加・修正内容	頁	区分
第2章 対象事業の目的及び概要 2.3 対象事業の概要 (4) 対象事業で整備する施設の概要 3) ごみ処理計画	災害廃棄物の取り扱いに関する内容を記載した。	2-15	A
第2章 対象事業の目的及び概要 2.3 対象事業の概要 (4) 対象事業で整備する施設の概要 7) その他施設の概要	環境啓発棟（余熱利用施設）について、市民への情報発信・交流の場に関する内容を記載した。	2-30	A
第2章 対象事業の目的及び概要 2.3 対象事業の概要 (4) 対象事業で整備する施設の概要 8) 排ガス処理計画及び大気汚染防止計画 表 2-15 排ガス処理設備及びその処理方式	排ガス処理設備及びその処理方式について修正した。	2-34	A
第2章 対象事業の目的及び概要 2.3 対象事業の概要 (5) 工事の概要 3) 工事に係る環境保全計画	工事中におけるアスベストの事前調査及び飛散防止対策について記載した。	2-49	A
3.2 自然的状況 (6) 景観、自然とのふれあいの場の状況 2) 自然とのふれあいの場の状況 表 3.2-34 自然とのふれあいの場の状況 図 3.2-22 自然とのふれあいの場の状況	「あやせ新栄ビオトープ」を追記した。	3-2-68 3-2-69	A
3.2 自然的状況 (7) 文化財その他の生活環境の状況 1) 指定文化財等 表 3.2-25 指定文化財等の状況	指定文化財の名称変更により、「コルクガシ」を「大門のアベマキ」に修正した。	3-2-71	A
9.1 大気質 9.1.2 予測 (1) 建設機械の稼働に伴う大気質への影響 5) 予測結果 ア 二酸化窒素 表 9.1-36 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果	No.2～No.5 の窒素酸化物の寄与濃度は、「窒素酸化物から二酸化窒素の変換式」の適用範囲外であるため、建設機械の稼働による二酸化窒素の予測結果の値及び記述を修正した。	9-1-39	B

表 3(2) 準備書の主な追加・修正事項とその内容

項目	追加・修正内容	頁	区分
9.1 大気質 9.1.2 予測 (3) 新施設の稼働に伴う大気質への影響 5) 予測結果 ア 新焼却処理施設の煙突から排出されるばい煙 (ア) 年平均値 表 9.1-56 新焼却処理施設の稼働に伴うばい煙の排出の予測結果	算出した窒素酸化物の寄与濃度は、「窒素酸化物から二酸化窒素の変換式」の適用範囲外であるため、二酸化窒素の寄与濃度は算出した窒素酸化物の寄与濃度と同じとする旨を注釈に追記した。	9-1-74	B
9.1 大気質 (1) 建設機械の稼働に伴う大気質への影響 3) 評価結果 イ 基準・目標等との整合の観点 (ア) 二酸化窒素 表 9.1-80 建設機械の稼働に伴う大気質に係る予測結果と環境保全目標との比較	No.2～No.5 の窒素酸化物の寄与濃度は、「窒素酸化物から二酸化窒素の変換式」の適用範囲外であるため、建設機械の稼働による二酸化窒素の予測結果の値を修正した。	9-1-97	B
9.8 動物 9.8.3 評価 (1) 工事の実施及び施設の存在に伴う動物への影響 1) 評価方法 イ 基準・目標等との整合の観点 表 9.8-28 整合を図るべき基準等	「埼玉県土地利用基本計画計画書」(平成 25 年、埼玉県)に記載の内容を、整合を図るべき基準等に追記した。	9-8-144	A
9.9 植物 9.9.3 評価 (1) 工事の実施及び施設の存在に伴う植物への影響 1) 評価方法 イ 基準・目標等との整合の観点 表 9.9-17 整合を図るべき基準等	「埼玉県土地利用基本計画計画書」(平成 25 年、埼玉県)に記載の内容を、整合を図るべき基準等に追記した。	9-9-69	A
9.9 植物 9.9.3 評価 (1) 工事の実施及び施設の存在に伴う植物への影響 2) 評価結果 ア 影響の回避・低減の観点 イ 基準・目標等との整合の観点	予測結果を踏まえて評価結果の文章を再考し、修正した。	9-9-71	A
9.10 生態系 9.10.1 調査結果の概要 (5) 調査結果 2) 現地調査 ア 生態系の概況 (カ) 生態系の構造及び機能 表 9.10-7 各類型区分における主な動植物 図 9.10-3 食物連鎖イメージ図	外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種として不適当なため、着目種から除外した。	9-10-12 9-10-13	A
9.10 生態系 9.10.1 調査結果の概要 (5) 調査結果 2) 現地調査 ア 生態系の概況 (キ) 地域を特徴づける生態系の指標となる着目種 a 着目種の生態及びその確認状況 表 9.10-9(2) 着目種の選定結果	外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種として不適当なため、着目種から除外した。	9-10-15	A

表 3(3) 準備書の主な追加・修正事項とその内容

項目	追加・修正内容	頁	区分
9.10 生態系 9.10.2 予測 (1) 工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響 6) 予測結果 ウ 生態系の着目種 表 9.10-12 着目種の生息・生育環境について想定される影響 表 9.10-13 着目種の予測結果一覧 表 9.10-14(7) 注目種（典型性）の予測結果（クワモドキーセイバンモロコシ群落）	外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種として不適當であり、着目種から除外したため、記述を修正した。	9-10-22 9-10-23 9-10-31	A
9.10 生態系 9.10.2 予測 (1) 工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響 6) 予測結果 エ 着目種と関係種との関係への影響 表 9.10-15(3) 着目種と関係種の関係への影響	外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種として不適當であり、着目種から除外したため、記述を修正した。	9-10-33	A
9.10 生態系 9.10.2 予測 (1) 工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響 6) 予測結果 オ 対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化 表 9.10-16(3) 対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化	外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種として不適當であり、着目種から除外したため、記述を修正した。	9-10-35	A
9.10 生態系 9.10.3 評価 (1) 工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響 1) 評価方法 イ 基準・目標等との整合の観点 表 9.10-17 整合を図るべき基準等	「埼玉県土地利用基本計画計画書」（平成 25 年、埼玉県）に記載の内容を、整合を図るべき基準等に追記した。	9-10-37	A
11.9 植物 (3) 評価結果の概要	予測結果を踏まえて評価結果の文章を再考し、修正した。	11-23	A
11.10 生態系 (1) 調査結果の概要	外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種として不適當なため、着目種から除外した。	11-24	A
11.10 生態系 (2) 予測結果の概要		11-26	
12.2 事後調査の方法等 12.2.1 調査内容 (1) 大気質 表 12.2-1(1) 事後調査の内容（工事中における大気質への影響）	既存施設の解体作業時には、アスベスト等の有害物質の飛散が想定されることから、アスベストのモニタリング調査を追加した。	12-3	A
12.2 事後調査の方法等 12.2.1 調査内容 (1) 大気質 表 12.2-1(2) 事後調査の内容（存在・供用時における大気質への影響）	存在、供用時における事後調査項目に微小粒子状物質を追加した。	12-4	A

調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書 (令和2年2月26日)
様式第5号(2) (第21条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書

令和2年2月26日

(あて先)

埼玉県知事

事業者の名称

川口市長 奥ノ木信夫

担当課所名 環境部環境施設課

所在地 埼玉県川口市朝日4丁目21番33号

担当者職・氏名 主査・緒方庸平

電話番号 048-229-6460

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続き等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第21条第1項のただし書きの規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

対象事業の名称	川口市戸塚環境センター施設整備事業
行わない手続き等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部・一部 ()
申請理由	調査計画書についての知事意見等を勘案・配慮するとともに、現地の状況に則して、調査、予測及び評価の内容を検討し直したため。加えて、施設設計の進捗に伴う事業計画の具体化と、隣接地域における土地区画整理事業及び公共下水道事業との調整に伴い、事業計画の一部を変更したため。

変更内容検討書

令和2年2月26日作成

1. 対象事業の名称

川口市戸塚環境センター施設整備事業

2. 変更の内容

表-1 変更の内容(1)

変更項目	変更の内容		備考
	調査計画書の内容	変更後の内容	
第2章 対象事業の目的及び概要			
2.3 対象事業の概要	別紙1参照	別紙1参照	対象事業実施区域、面積の変更（調査計画書 p.2-1、p.2-3、p.2-4）
	別紙2参照	別紙2参照	施設配置の変更（調査計画書 p.2-7）
	別紙3参照	別紙3参照	排水処理施設・排水計画の変更（調査計画書 p.2-19、p.2-22～2-25）
	別紙4参照	別紙4参照	廃棄物運搬車両台数の変更（調査計画書 p.2-29）
	別紙5参照	別紙5参照	全体工程及び工事工程の変更（調査計画書 p.2-5、p.2-32）
	別紙6参照	別紙6参照	埋設廃棄物層対策を含めた工事計画の具体化に伴う環境保全計画の変更（調査計画書 p.2-33）
第5章 選定項目ごとの調査、予測及び評価方法			
5.1 大気質	別紙7参照	別紙7参照	調査地点（No.2 地点）の移動（調査計画書 p.5-1-5）
	別紙8参照	別紙8参照	環境影響評価項目（施設の稼働に伴う粉じん）の追加（調査計画書 p.4-2、p.4-3、p.4-6、p.5-1-8）
5.2 騒音・低周波音 5.3 振動	別紙9参照	別紙9参照	調査地点（環境騒音・振動；No.7 地点）の移動（調査計画書 p.5-2-4、p.5-3-4）
	別紙10参照	別紙10参照	調査手法（工場・事業場騒音の区別の整理）の変更（調査計画書 p.5-2-1）
	別紙11参照	別紙11参照	予測及び評価の手法（施設の稼働による騒音、振動の予測地点）の変更（調査計画書 p.5-2-7、p.5-3-7）
	別紙12参照	別紙12参照	低周波音の評価の手法の変更（調査計画書 p.5-2-8）
	別紙13参照	別紙13参照	調査手法（工場・事業場振動の区別の整理）の変更（調査計画書 p.5-3-1）

表-2 変更の内容(2)

変更項目	変更の内容		備考
	調査計画書の内容	変更後の内容	
第5章 選定項目ごとの調査、予測及び評価方法			
5.4 悪臭	別紙14参照	別紙14参照	調査地点(No.3地点)の移動(調査計画書 p.5-4-3)
5.5 水質	別紙15参照	別紙15参照	水質に係る環境影響評価項目の追加・削除(造成等の工事に伴う水質(健康項目等)の追加、施設の稼働に伴う水質と底質(水質8項目、底質1項目)の削除) (調査計画書 p.4-2、p.4-4、p.5-5-4、p.5-5-5)
	別紙16参照	別紙16参照	調査項目(沈降試験)の追加(調査計画書 p.5-5-2)
	別紙17参照	別紙17参照	調査地点(No.5地点;厚生会館の排水)の追加(調査計画書 p.5-5-1~5-5-3)
	別紙18参照	別紙18参照	予測及び評価の手法(造成等の工事のSSの予測方法)の変更(調査計画書 p.5-5-4)
5.7 土壌	別紙19参照	別紙19参照	調査項目(環境基準項目数)の変更(調査計画書 p.5-7-1)
	別紙20参照	別紙20参照	調査地点(No.2地点)の移動(調査計画書 p.5-7-3)
5.12 自然とのふれあいの場	別紙21参照	別紙21参照	予測及び評価の手法(施設の存在、施設の稼働の予測内容)の変更(調査計画書 p.5-12-4)

3. 変更の理由

調査計画書についての知事意見等を勘案・配慮するとともに、現地の状況に則して、調査、予測及び評価の内容を検討し直した。加えて、施設設計の進捗に伴う事業計画の具体化、並びに隣接地域における土地区画整理事業及び公共下水道事業の調整に伴い、事業計画の一部を変更した。

4. 変更後の関係地域

変更なし

5. 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

別紙1~21のとおり

6. 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

—

7. 変更後の環境の保全のための措置

—

8. 変更後の対象事業の実施による影響の総合的な評価

—

9. 変更後の事後調査の計画

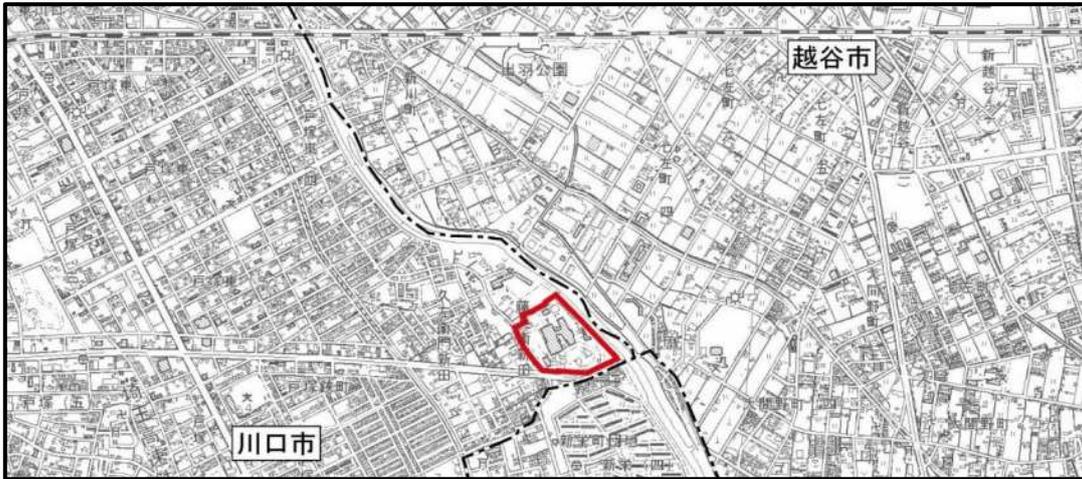
—

備考:6.から9.までについては、準備書の記載事項の内容を変更する場合にのみ記載すること。

別紙1 「2.3 対象事業の概要」…対象事業実施区域、面積の変更

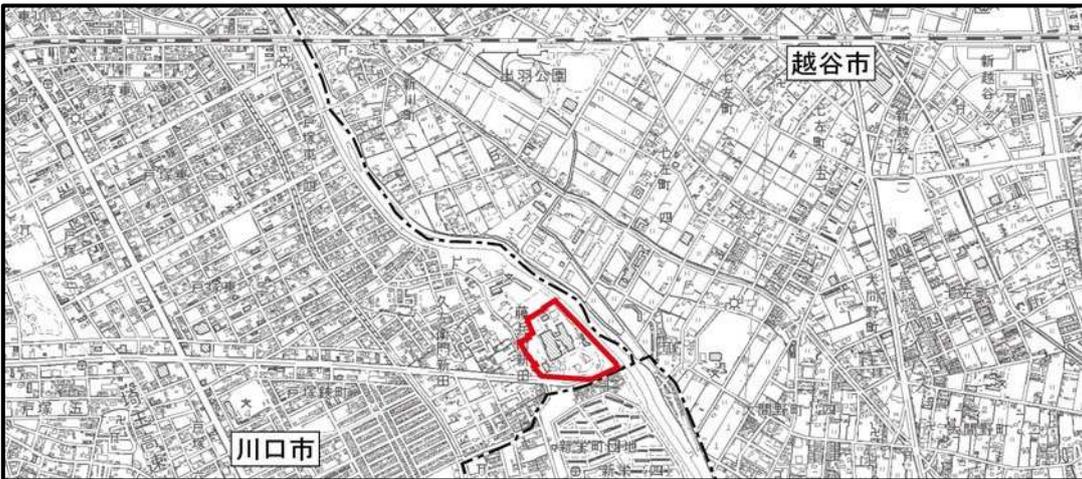
【調査計画書の内容】

- ・敷地面積：約 5.2ha



【変更後の内容】

- ・敷地面積：約 4.8ha

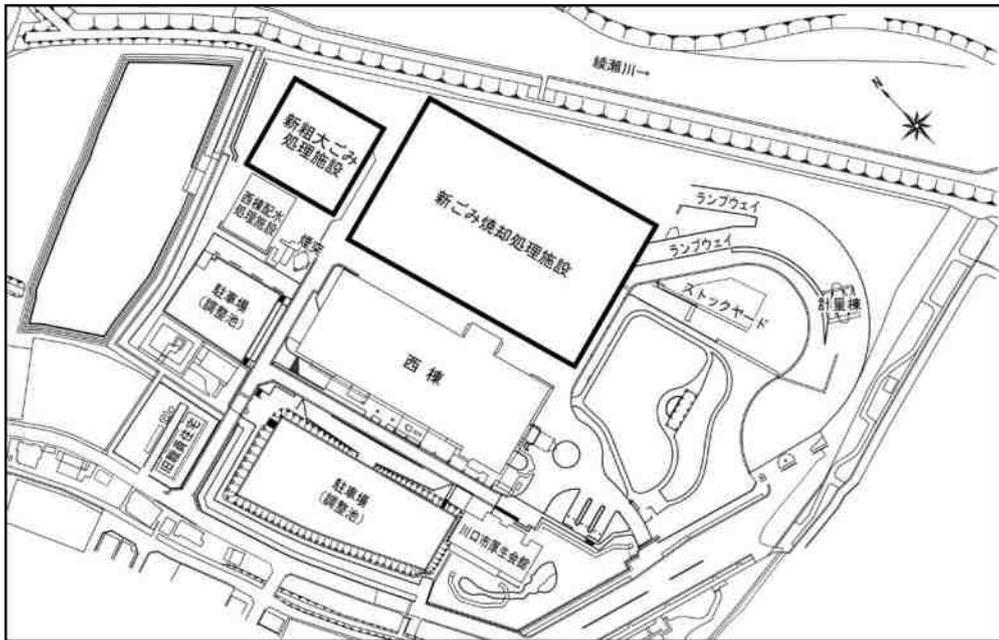


【変更箇所】

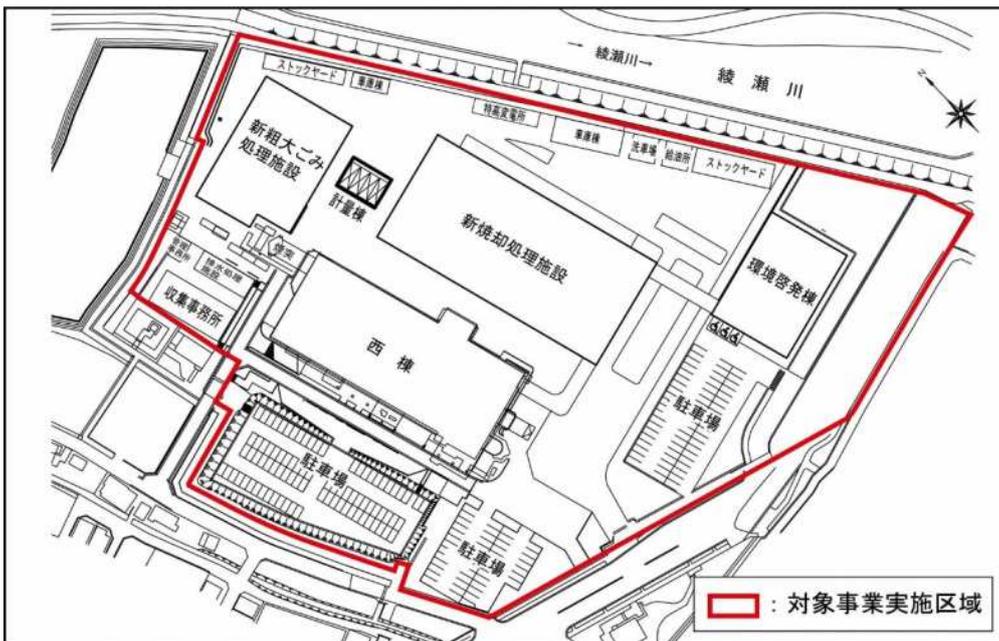
隣接地域における土地区画整理事業の調整に伴い、戸塚環境センターの敷地境界の見直しを行ったことにより敷地境界線及び敷地面積を変更した。

別紙 2 「2.3 対象事業の概要」…施設配置（新施設完成時）の変更

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

施設設計の進捗に伴い、施設配置の熟度が高まったことにより計画施設の配置を変更した。（前掲「別紙 1.」に示した敷地の変更の結果を明確に示すために、対象事業実施区域を赤線で図示した。）

別紙3 「2.3 対象事業の概要」…排水処理施設・排水計画の変更

【調査計画書の内容】

・排水処理施設

(以下、関連事項を要約)

- ・新施設に関連するプラント系排水の他、生活排水、余熱利用施設からの排水を一括して処理する新排水処理施設を整備する。
- ・既存施設（西棟）との同時稼働時に、既存施設から発生するプラント系排水及び生活排水は、現況と同じく既存施設の西棟排水処理施設で処理する。

・排水計画

(以下、関連事項を要約)

- ・新施設から発生するプラント排水、職員及び見学者等の生活排水、余熱利用施設からの排水は、新施設の排水処理施設で処理する。
- ・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時に、既存施設から発生するプラント排水及び生活排水は、現況と同じく既存施設の西棟排水処理施設で処理する。
- ・新施設の排水処理施設の排水処理量及び排水処理方式は、今後決定する予定。
- ・新施設及び既存施設からの排水処理水は、現況と同様に公共用水域（対象事業実施区域の西側から北側へと流れる排水路）に排水する。
- ・排水処理施設の処理水は、実行可能な範囲で再利用を図った上で、公共用水域に排水する。
- ・雨水排水は、雨水調整池に引き込んで流量調整を行い、公共用水域に排水する。
- ・処理水に係る水質の自主規制値は、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水基準を適用する。

【変更後の内容】

・排水処理施設

(以下、関連事項を要約)

- ・“新排水処理施設” …既存施設に関連するプラント系排水を処理する。処理水は再利用を図ったのち、残りを公共下水道に放流する。(既存の排水処理施設は解体する。)
- ・“新焼却処理施設内に整備する排水処理設備” …新施設に関連するプラント系排水を処理する。処理水は再利用を図ったのち、残りを公共下水道に放流する。

・排水処理計画

(以下、関連事項を要約)

処理対象の排水の種類		処理方法
新排水処理施設	プラント排水 (有機系)	排水処理フロー図により、処理水は再利用するとともに、残りを公共下水道に放流する計画である。
	プラント排水 (無機系)	
新焼却処理施設の排水処理設備	プラント排水 (有機系排水)	なお、新粗大ごみ処理施設からの排水の処理については、施設の建設後から新焼却処理施設の稼働開始までは新排水処理施設で、新焼却処理施設の稼働開始後は、新焼却処理施設の排水処理設備で処理する。
	プラント排水 (無機系排水)	
	洗煙排水	
生活排水 (新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設、環境啓発棟等)		処理設備を介さず、直接、公共下水道に放流する計画である。
雨水排水		一部の雨水排水は排水処理を行い、再利用水として使用した後、公共下水道に放流する。 未処理の雨水排水は、公共用水域に排水する。

- ・一部の雨水排水以外は公共用水域に排水しないことから、処理水の放流位置図及び処理水の水質の規制値を削除。

【変更箇所】

排水処理施設及び排水計画の内容について、施設設計の進捗に合わせて、内容の具体化を行った。特に、公共下水道事業の調整の結果、工事中の地下水揚水排水、並びに新施設の稼働に関連するプラント系排水、生活排水は、公共用水域に排水せず、公共下水道に放流する計画に変更したものであり、既存施設（西棟）の稼働に関連する排水についても、公共下水道に放流することとした。

別紙4 「2.3 対象事業の概要」…廃棄物運搬車両台数の変更

【調査計画書の内容】

種別		日平均台数（日最大台数） [台/日]		搬入受け時間
		戸塚環境センター	朝日環境センター	
搬入車両	ごみ焼却処理施設関連	280 (480)	222 (627)	【直営・委託・許可】 月曜日～金曜日 8～11時30分、13～16時
	粗大ごみ処理施設関連	193 (466)	— (—)	
	特定処理廃棄物	7 (31)	5 (8)	【自己搬入】 月曜日～金曜日 9～11時30分、13～16時
	その他	9 (28)	4 (11)	
合計		474 (922)	227 (638)	
搬出車両	ごみ焼却処理施設関連	4 (8)	2 (7)	—
	粗大ごみ処理施設関連	2 (6)		
	合計	5 (13)	2 (7)	

注) 朝日環境センターの台数は、新施設と既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の同時稼働時に、増加する台数分になる。(同時稼働時に戸塚環境センターに関係しないリサイクルプラザ関連の車両台数は除外している。)

【変更後の内容】

種別		日平均台数（日最大台数） [台/日]			搬入受け時間
		戸塚環境センター (新施設)	朝日環境センター	同時稼働時	
搬入車両	焼却処理施設関連	212(478)	178(752)	390(1,230)	【直営・委託・許可】 月曜日～金曜日 8～11時30分、13～16時
	粗大ごみ処理施設関連	144(470)	— (—)	144(470)	
	特定処理廃棄物	6(17)	1(7)	7(24)	【自己搬入】 月曜日～金曜日 9～11時30分、13～16時
	その他	5(20)	4(6)	9(26)	
	合計	367(970)	179(759)	752(1,729)	
搬出車両	焼却処理施設関連	3(9)	4(5)	7(14)	—
	粗大ごみ処理施設関連	2(5)		2(5)	
	合計	5(13)	4(5)	9(18)	

注1) 新焼却処理施設の稼働時には、最初の3年間は朝日環境センターからの廃棄物を受け入れるため、朝日環境センターからの車両台数と戸塚環境センターの新焼却処理施設の車両台数が、対象事業実施区域に集中することとなる。なお、朝日環境センターの車両台数は、朝日環境センターからの廃棄物の受け入れに関係しないリサイクルプラザ関連の車両台数は除外している。

注2) 新施設に関連する職員の通勤時に使用する車両台数は以下に示すとおり計画する。

・川口市職員利用…57台/日、・委託会社社員利用…44台/日

【変更箇所】

施設設計の進捗に伴い、事業計画の熟度が高まったことにより廃棄物運搬車両台数を変更した。また、朝日環境センターの焼却処理対象廃棄物を受け入れる予定であることから、両施設が同時に稼働する時期の車両台数も併記した。

別紙5 「2.3 対象事業の概要」…全体工程及び工事工程の変更

【調査計画書の内容】

(全体工程)

項目	平成32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度
環境影響評価手続き	→										
既存施設（排水処理施設、煙突等）解体工事		←→									
新粗大ごみ処理施設の建設工事			←→								
新粗大ごみ処理施設の供用											→
既存施設（東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設）の解体工事					←→						
新ごみ焼却処理施設の建設工事						←→					
新ごみ焼却処理施設の供用											→
既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の稼働											→

(工事工程)

項目	平成32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
既存施設（排水処理施設、煙突等）解体工事		←→							
新粗大ごみ処理施設の建設工事			←→						
既存施設（東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設）の解体工事					←→				
新ごみ焼却処理施設の建設工事						←→			

【変更後の内容】

(全体工程)

項目	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
解体工事（東棟その他）		←			→							
解体工事（厚生会館）									←→			
新設工事（管理棟・収集業務事務所）	←→											
新設工事（新粗大ごみ処理施設）			←	(試運転)								
新設工事（新焼却処理施設）					←			(試運転)				
新設工事（その他施設）	←→	←→			←→	←→						
新設工事（外構工事）				←→		←→	←→					
新設工事（環境啓発棟）						←→	←→					
新設工事（プラント設備工事（焼却処理施設））						←→	←→					
新設工事（プラント設備工事（粗大ごみ処理施設））				←→								
新粗大ごみ処理施設の稼働				(試運転)								→
新焼却処理施設の稼働								(試運転)				→
既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の稼働												→

(工事工程)

項目	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
解体工事（東棟その他）		←			→				
解体工事（厚生会館）									←→
新設工事（管理棟・収集業務事務所）	←→								
新設工事（新粗大ごみ処理施設）			←	(試運転)					
新設工事（新焼却処理施設）					←			(試運転)	
新設工事（その他施設）	←→	←→			←→	←→			
新設工事（外構工事）				←→		←→	←→		
新設工事（環境啓発棟）						←→	←→		
新設工事（プラント設備工事（焼却処理施設））						←→	←→		
新設工事（プラント設備工事（粗大ごみ処理施設））				←→					

【変更箇所】

施設設計の進捗に伴い、工事計画等の熟度が高まったことにより全体工程及び工事工程を変更した。

別紙 6「15) その他」 「3) 工事に係る環境保全計画」…埋設廃棄物層対策を含めた工事計画の 具体化に伴う環境保全計画の変更

【調査計画書の内容】

[その他] (※変更関連事項の抜粋)

- ・工事中に発生する濁水は、対象事業実施区域内に仮設沈砂設備を設置することにより、濁水の発生を抑制する。
- ・コンクリート工事等で発生する排水について、状況に応じて中和処理を実施し、アルカリ排水の排出を抑制する。
- ・建設残土について場内での再利用に努め、搬出量を抑制する。

【変更後の内容】

[埋設廃棄物関連] (全項目の追記)

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) に基づき、管理型最終処分場に搬出、適正に処分する。
- ・掘削土(廃棄物混在)の再利用は実施しないものとする。(掘削土量は約 40,500m³と推計)
- ・掘削土は、地表部に仮置きする時間をできる限り短くするよう工程管理を厳重に実施し、短時間でも仮置きするような場合には、防じんシート、防じんネットで養生を行う等、風による土砂の飛散の防止、降雨時における雨水と接触することによる雨水排水の水質汚濁の防止を図る。
- ・場外への運搬に際しては、ダンプトラックには過積載にならないよう十分注意を払い、荷台にはシート掛けを行い、土砂の飛散防止を図る。
- ・掘削工事等において、埋設廃棄物層の範囲からの揚水の排水は、適切に水質管理を行い、公共下水道に放流する。
- ・掘削工事等において、可燃性ガス、又は有毒ガスの発生が確認された場合には、工事を一旦中止して、ブロワ等の仮設の換気設備を設置し、湧出ガスの滞留防止を図る。また、特定の作業箇所や湧出ガスによる災害が予見されるような場所では、ガス濃度計により常時監視を行う。

[その他] (※変更関連事項の抜粋)

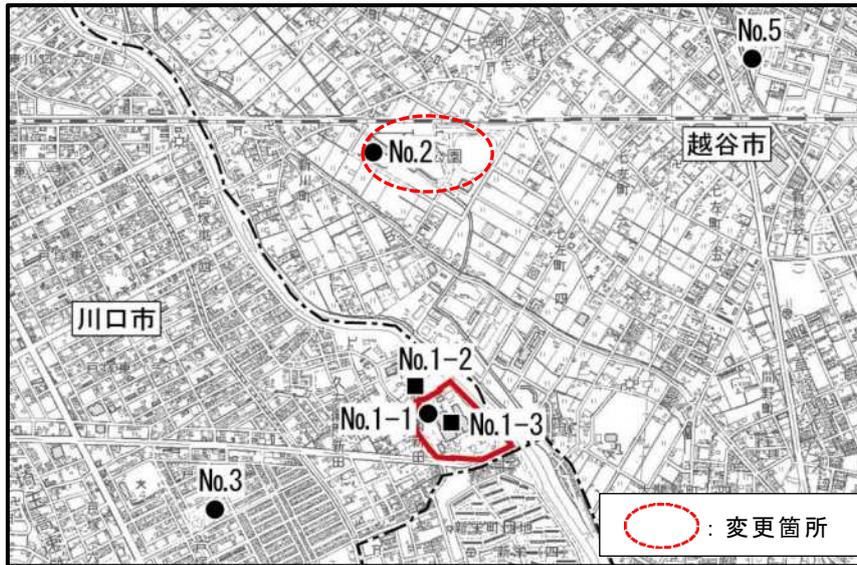
- ・埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、適切に維持管理を行い、管理目標値以下の SS 濃度に処理して、対象事業実施区域西側の排水路に排水する。
- ・既存施設の解体工事に当たっては、関係機関と協議の上、適切な対策と十分な管理、適正処理を行い、有害物質の飛散のないようにする。

【変更箇所】

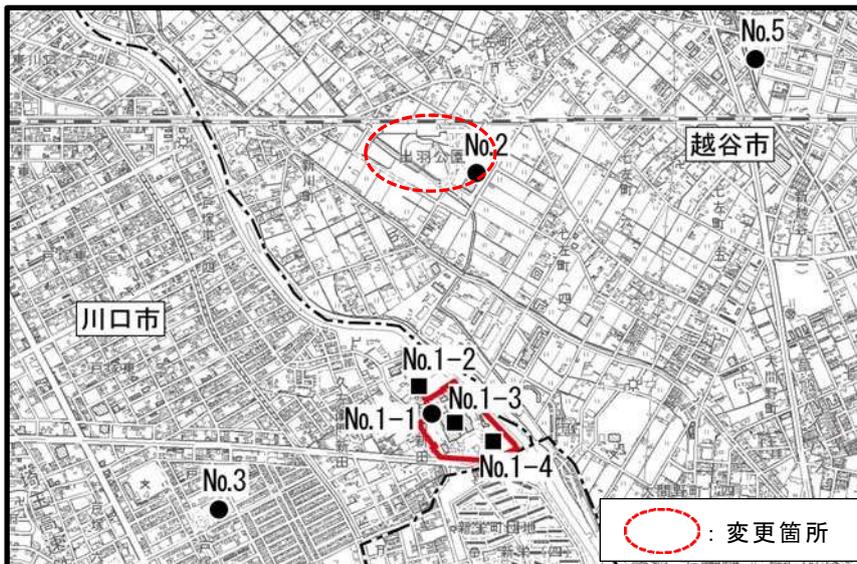
埋設廃棄物層対策を含めた工事計画の具体化に伴い、環境保全計画を変更・追加した。

別紙7「5.1 大気質」…調査地点の移動

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

調査計画書で予定していた調査地点No.2の近接地では、大気質の観測機器を稼働するための仮設電源を設置することが困難であったため、同調査地点を設定した出羽公園敷地内で、仮設電源及び観測機器を設置可能な場所を選定し直し、調査地点を変更した。

添紙 8 「5.1 大気質」…環境影響評価項目（施設の稼働に伴う粉じん）の追加

【調査計画書の内容】

・表 4.2-1 環境影響評価項目の選定 (p.4-2)

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分		工事中			存在・使用時		
		環境影響要因	建設機械の稼働	車材運搬等の走行	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	自動車の走行	
環境の良好な状態の維持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●			●	●	
		二酸化硫黄または硫酸酸化物					●	●	
		浮遊粒子状物質					●	●	
		酸化水素					●	●	
		粉じん	●	●			○	×	
		大気質に係る有害物質等					●	●	
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●	●	
		低周波音					●	●	
		振動	●	●			●	●	
		振動					●	●	
	水質	広域	臭気指数または臭気の濃度					●	●
			特定悪臭物質					●	●
			生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量				◎	○	○
			浮遊物質					○	○
公共用水域の水質							○	○	
水質イオン濃度						◎	○	○	
広域		浮遊懸濁物質					○	○	
		その他生活雑排水					○	○	
		健康項目等					○	○	
		遊動域					○	○	
地下水	鉛・マンガン・酸カリウムによる酸素消費量						○		
	広域に係る有害物質等						●		
	地下水の水質に係る調査項目			◎					
	地下水の水質								

・表 4.3-2 環境影響評価項目として選定しない理由 (p.4-6)

「対象事業実施区域内の走行経路及び周辺地域の主要な走行経路は何れも舗装道路であることから、ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両等の走行に伴う粉じんの発生は想定されないため選定しない。」

【変更後の内容】

・表 4.2-1 環境影響評価項目の選定

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分		工事中			存在・使用時		
		環境影響要因	建設機械の稼働	車材運搬等の走行	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	自動車の走行	
環境の良好な状態の維持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●			●	●	
		二酸化硫黄または硫酸酸化物					●	●	
		浮遊粒子状物質					●	●	
		酸化水素					●	●	
		粉じん	●	●			○	×	
		大気質に係る有害物質等					●	●	
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●	●	
		低周波音					●	●	
		振動	●	●			●	●	
		振動					●	●	
	水質	広域	臭気指数または臭気の濃度					●	●
			特定悪臭物質					●	●
			生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量				◎	○	○
			浮遊物質					○	○
公共用水域の水質							○	○	
水質イオン濃度						◎	○	○	
広域		浮遊懸濁物質					○	○	
		その他生活雑排水					○	○	
		健康項目等					○	○	
		遊動域					○	○	
地下水	鉛・マンガン・酸カリウムによる酸素消費量						○		
	広域に係る有害物質等						●		
	地下水の水質に係る調査項目			◎					
	地下水の水質								

・表 4.3-1(1) 環境影響評価項目として選定した理由

「知事意見を考慮した結果、粗大ごみ処理施設の稼働に伴い粉じんの発生のおそれがあると判断したため選定する。」

・予測及び評価の手法<存在・供用時>

○予測内容

新粗大ごみ処理施設の稼働に伴う粉じんの発生の状況

○予測地域・予測地点

予測地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。

○予測対象時期等

新粗大ごみ処理施設の定常状態の稼働時

○予測方法

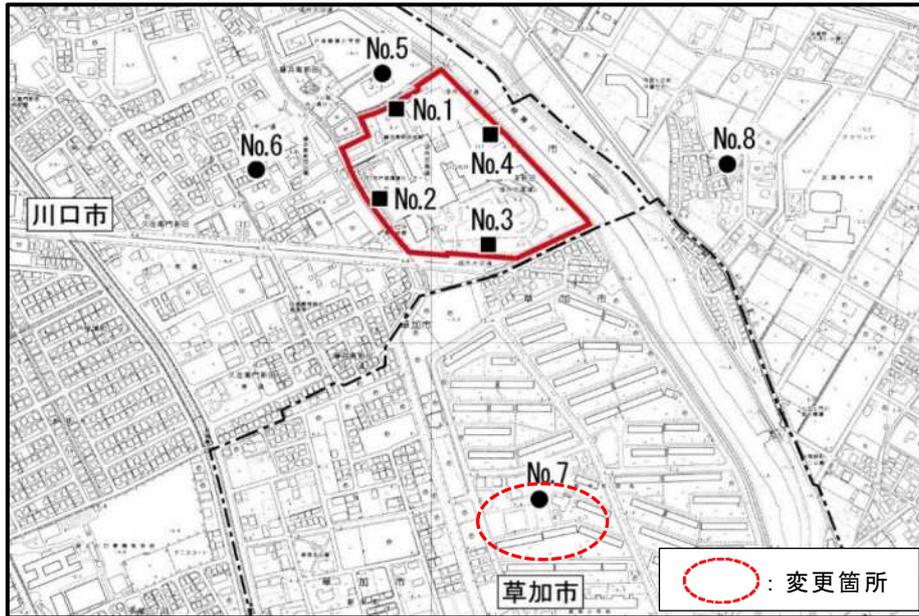
新粗大ごみ処理施設の稼働に伴う粉じんの飛散の影響について、事業計画に基づき、施設稼働時における粉じん対策の内容及び粉じん等の現地調査結果を踏まえて、周辺地域に及ぼす影響について、定性的に予測する。

【変更箇所】

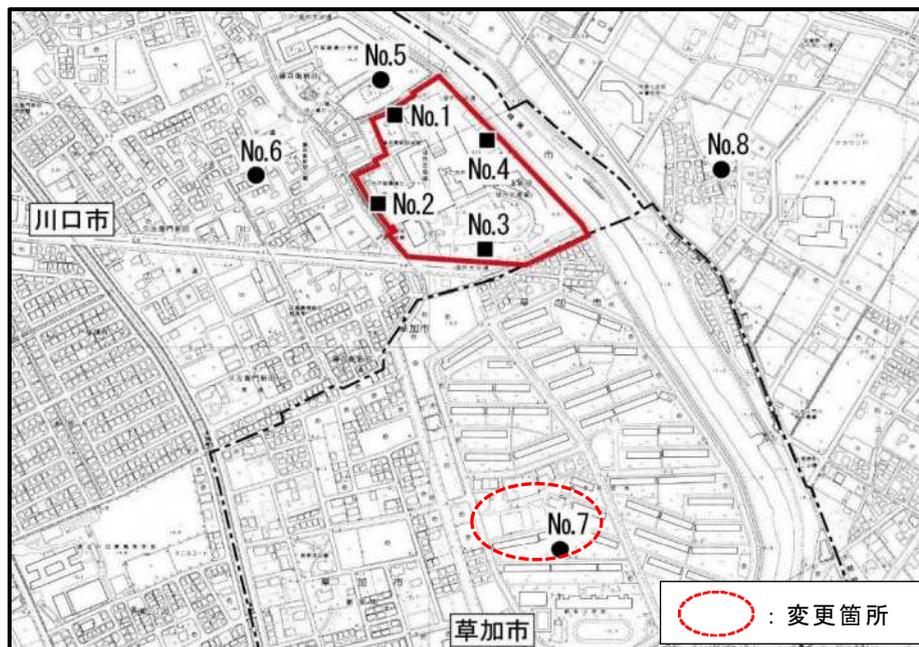
知事意見に基づき、新粗大ごみ処理施設の稼働に伴う粉じんの影響を環境影響評価項目に追加し、調査、予測及び評価を実施した。

別紙9「5.2 騒音・低周波音、5.3 振動」…調査地点の移動

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

調査計画書で予定していた調査地点No.7（環境騒音・振動）の周辺にあるしんえい保育園からの発生音による騒音測定への影響が懸念されたため、保育園からの距離を離すよう調査地点を変更した。

別紙 10 「5.2 騒音・低周波音」…調査手法（工場・事業場騒音の区別の整理）の変更

【調査計画書の内容】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
騒音及び低周波音の状況 環境騒音 (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により環境騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域の敷地境界4地点及びその周辺の住宅地等付近の4地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日・休日の代表的な1日各1回(秋季) 2. 調査期間 24時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県騒音調査結果

【変更後の内容】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
騒音及び低周波音の状況	工場・事業場騒音 (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95})	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により環境騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 ・工場・事業場騒音…対象事業実施区域の敷地境界4地点 (No.1～No.4) ・環境騒音…対象事業実施区域周辺の住宅地等付近の4地点 (No.5～No.8)	1. 調査時期及び回数 平日・休日の代表的な1日各1回(秋季) 2. 調査期間 24時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県騒音調査結果
	環境騒音 (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)に定める方法			

【変更箇所】

知事意見に基づき、調査項目では、既存施設の影響が想定される敷地境界4地点を工場・事業場騒音として表記し、それに合わせて調査方法を変更した。

別紙 11「5.2 騒音・低周波音」「5.3 振動」…予測及び評価の手法（施設の稼働による騒音、振動の予測地点）の変更

【調査計画書の内容】

◇予測地点（施設の稼働の騒音、振動）

- ・施設の単独稼働時は、敷地境界及び環境騒音の現地調査地点とする。新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時は、環境騒音の現地調査地点とする。

【変更後の内容】

◇予測地点（施設の稼働の騒音、振動）

- ・敷地境界及び環境騒音の現地調査地点とする。
（予測時期に関係無く、敷地境界（現地調査地点 4 地点及び最大値出現地点）と環境騒音、振動の調査地点 4 地点を予測地点とした。）

【変更箇所】

施設の稼働時の予測時期に応じて、異なる予測地点を設定するのは、分かりにくいことから、予測時期に関係無く、同じ予測地点とした。

別紙 12 「5.2 騒音・低周波音」…低周波音の評価手法の変更

【調査計画書の内容】

◇基準又は目標との整合に係る評価

- ・「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年環境省）による心身に係る苦情に関する参照値及び物的苦情に関する参照値

【変更後の内容】

◇基準又は目標との整合に係る評価

- ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された低周波音の感覚閾値及び物的影響の評価値

【変更箇所】

知事意見に基づき、低周波音に係る基準又は目標との整合に係る評価の内容を変更した。

別紙 13 「5.3 振動」…調査手法（工場・事業場振動の区別の整理）の変更

【調査計画書の内容】

調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
振動の状況	環境振動 (L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀)	「振動レベル測定法」(JIS Z 8735)及び「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により環境振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域の敷地境界 4 地点及びその周辺の住宅地付近等の 4 地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日・休日の代表的な 1 日各 1 回 (秋季) 2. 調査期間 24 時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県振動調査結果

【変更後の内容】

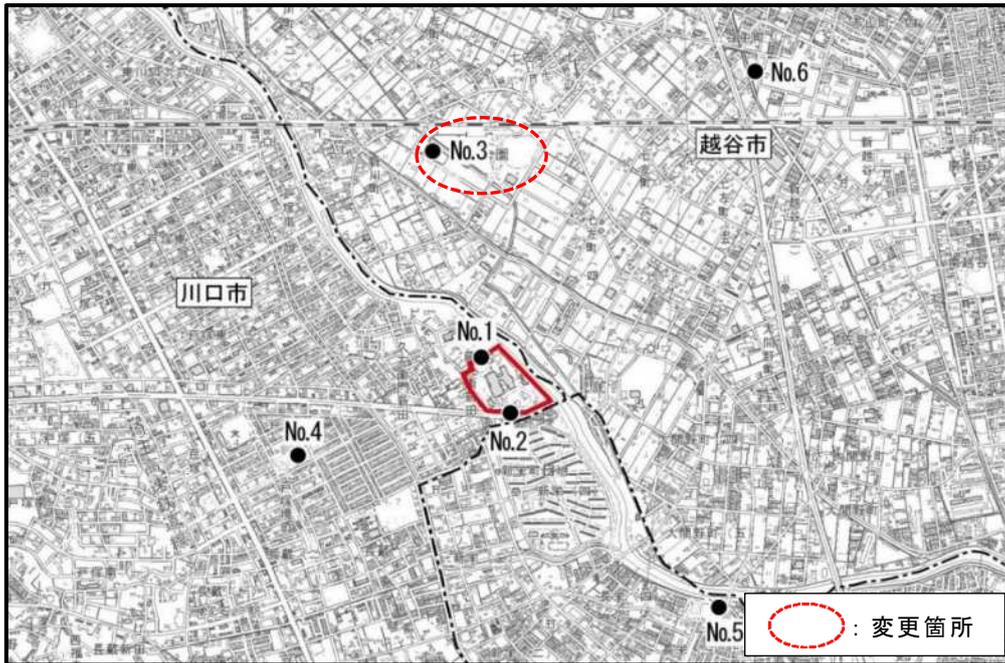
調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
振動の状況	工場・事業場振動 (L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀)	「振動レベル測定法」(JISZ8735)及び「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により環境振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 ・工場・事業場振動…対象事業実施区域の敷地境界 4 地点 (No.1～No.4) ・環境振動…対象事業実施区域周辺の住宅地付近等の 4 地点 (No.5～No.8)	1. 調査時期及び回数 平日・休日の代表的な 1 日各 1 回 (秋季) 2. 調査期間 24 時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県振動調査結果
	環境振動 (L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀)				

【変更箇所】

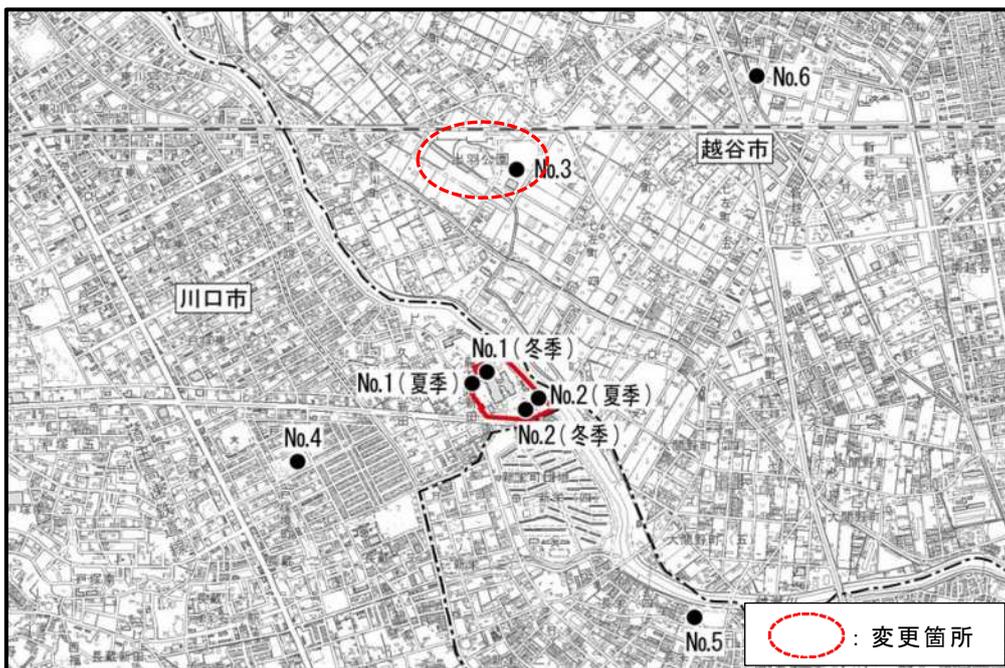
知事意見に基づく工場・事業場騒音の区別の整理に合わせて、振動についても同様の内容で調査方法を変更した。

別紙 14 「5.4 悪臭」…調査地点の移動

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

悪臭の調査地点については、大気質と同様に焼却処理施設の煙突からの影響を把握することから、大気質の調査地点と同じ場所とするため、大気質の調査地点の移動に合わせて、悪臭の調査地点も移動した。

別紙 15 「5.5 水質」…水質に係る環境影響評価項目の追加・削除

(造成等の工事に伴う水質(健康項目等)の追加、施設の稼働に伴う水質と底質(水質8項目、底質1項目)の削除)

【調査計画書の内容】

表 4.2-1 環境影響評価項目の選定 (p. 4-2)

影響要因の区分		環境影響要因	工事中		存在・供用時		
			建設機械の稼働	車両の走行	造成等の工事	施設の稼働	稼働中の走行
調査・予測・評価の項目	大気質	一酸化炭素または一酸化窒素	●	●			●
		二酸化炭素または二酸化窒素					●
		浮遊粒子状物質					●
		浮遊塵埃					●
		粉じん	●	●			○
		大気中に係る有害物質等					●
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●
		低周波音					●
	振動	振動	●	●			●
		気圧変動または気圧の急変					●
悪臭	特定悪臭物質					●	
						○	
環境の良好な状態の保持 化費として調査、予測及び評価されるべき項目	水質	生物化学的酸素要求量 または化学的酸素要求量			○		○
		浮遊物質			○		○
		公共用水域の水質			○		○
		浮遊物質			○		○
		浮遊物質			○		○
	底質	懸濁物質			○		○
		懸濁物質			○		○
		懸濁物質			○		○
		懸濁物質			○		○
		懸濁物質			○		○
	底質に係る有害物質等					●	
	地下水の水質に係る有害物質等					○	
	地下水の水質に係る有害物質等					○	
	地下水の水質に係る有害物質等					○	

表 4.3-1(2) 環境影響評価項目として選定した理由 (p. 4-4)

(水質8項目及び底質1項目の存在・供用時)

…「ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴う生活排水、余熱利用施設の排水及びプラント排水の発生が考えられるため選定する。」

表 4.3-2 環境影響評価項目として選定しない理由 (p. 4-6)

(記載無し)

【変更後の内容】

表 8.1-2 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分		環境影響要因		上事中			存在・供用時		
調査・予測・評価の項目		建設機械の稼働	車両の走行	資材運搬等の工事	施設等の存在	施設の稼働	施設の稼働	自動車の走行	
環境の良好な状態の維持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●				●	●
		二酸化硫黄または硫黄酸化物						●	
		浮遊塵状物質							●
		臭気							●
		積じん	●	●					○
	騒音・低周波音	騒音	●	●					●
		低周波音							●
	振動	振動	●	●					●
		臭気稼働または臭気の種類							●
	水質	特定有害物質							●
		生物化学的酸素要求量							○
		化学的酸素要求量							○
		浮遊物質				◎			○
		公共用水域の水質							○
		水質イオン濃度				◎			○
底質								○	
その他生活環境項目								○	
地下水	地下水の水質に係る調査項目				◎			○	

- 表 4.3-1(2) 環境影響評価項目として選定した理由
(有害物質等の工事中)

…「造成等の工事の際には、埋設廃棄物層の掘削に伴い、水質汚濁のおそれがある地下水を揚水し、排水することから選定する。」

- 表 4.3-2 環境影響評価項目として選定しない理由
(水質 8 項目及び底質 1 項目の存在・供用時)

…「プラント系排水は、主にクローズドシステムにより再利用を図るとともに、生活排水及び環境啓発棟に関連する排水といっしょに、公共下水道に放流する計画に変更したことにより、公共用水域へ排水を放流することは無くなったため選定しないこととした。」

【変更箇所】

公共下水道事業との調整の結果、工事中の地下水揚水排水、並びに新施設の稼働に関連するプラント系排水、生活排水、環境啓発棟関連の排水及び雨水排水（再利用分）は、公共用水域に排水せず、公共下水道に放流する計画に変更した。（既存施設関連の排水も同様）

このため、施設の稼働に伴う排水による公共用水域への影響は回避できるものと考えられることから、施設の稼働に伴う水質（水質 8 項目及び底質 1 項目）の環境影響評価項目は選定しないこととした。

別紙 16 「5.5 水質」…調査項目（沈降試験）の追加

【調査計画書の内容】

（記載無し）

【変更後の内容】

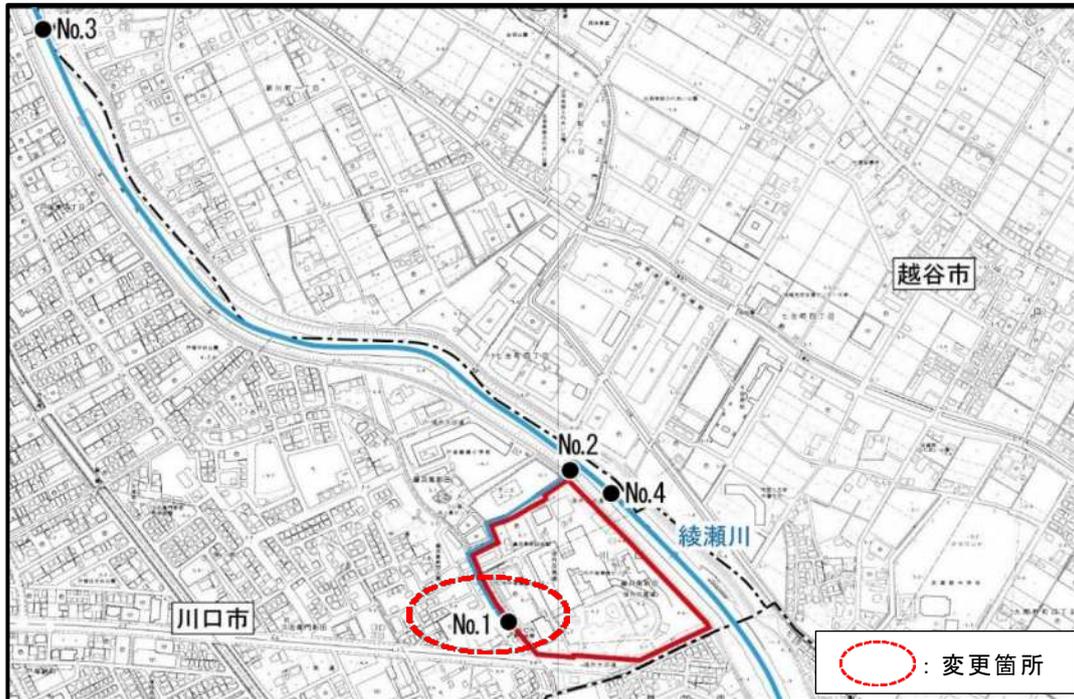
調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
その他	・沈降試験	「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）付表 9 に基づく SS 濃度の分析、並びにメスシリンダー法による。	1. 調査地域 工事の実施により濁水負荷の影響が発生するおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域内とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域内の 1 地点とする。	1. 調査時期及び回数 任意の時期に 1 回	—

【変更箇所】

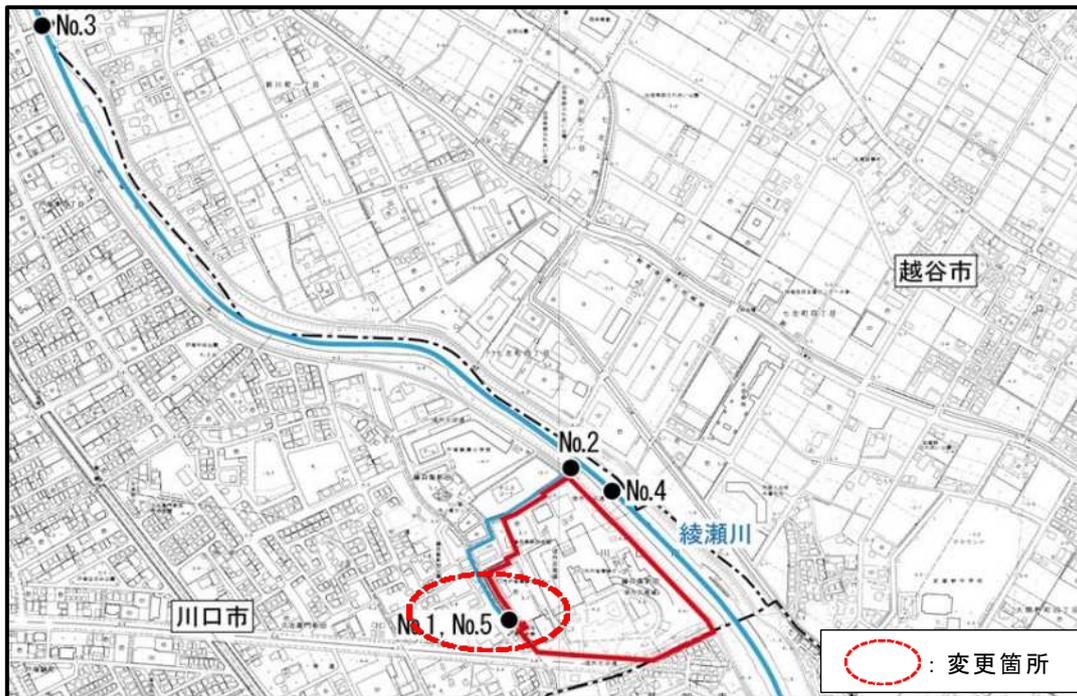
工事中の仮設沈砂槽等の容量を決定する際の参考資料として、土壌の性質を把握するため、対象事業実施区域内の土壌を採取し沈降試験を実施した。

別紙 17 「5.5 水質」…調査地点 (No.5 地点：厚生会館の排水) の追加

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

対象事業実施区域内の既存施設（厚生会館）からの排水口を新たに確認したことから、既存施設（厚生会館）からの排水口を、新たな水質調査地点（No.5）として追加した。

別紙 18 「5.5 水質」…予測及び評価の手法（造成等の工事の SS の予測方法）の変更

【調査計画書の内容】

- ・工事計画等より、想定される排水量、排水濃度等を設定し、完全混合式による定量的な予測を行う。

【変更後の内容】

- ・工事計画等より、排水濃度等を設定し、綾瀬川の現況濃度と比較することで、定性的な予測を行う。

【変更箇所】

現時点では、仮設沈砂槽等の諸元を設定することが困難であり、完全混合式による定量的な予測ができないことから、排水濃度の管理基準を、放流先の綾瀬川の SS 濃度以下と設定し、綾瀬川への影響を定性的に予測した。

別紙 19 「5.7 土壌」…調査項目（環境基準項目数）の変更

【調査計画書の内容】

- ・環境基準項目 27 項目

【変更後の内容】

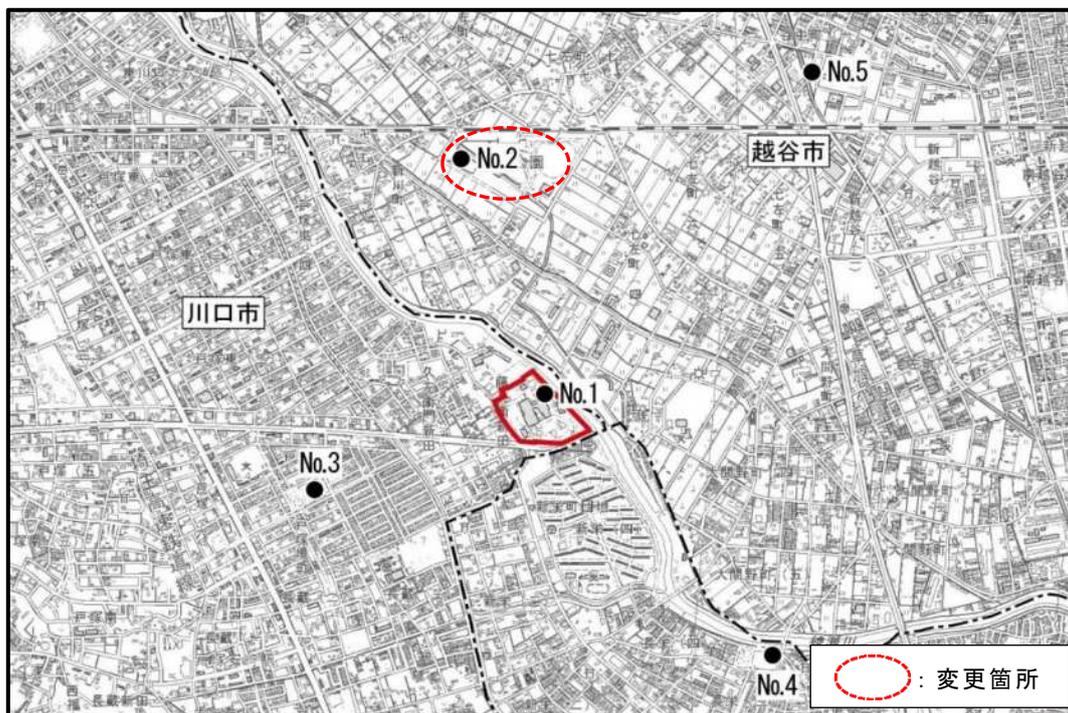
- ・環境基準項目 29 項目

【変更箇所】

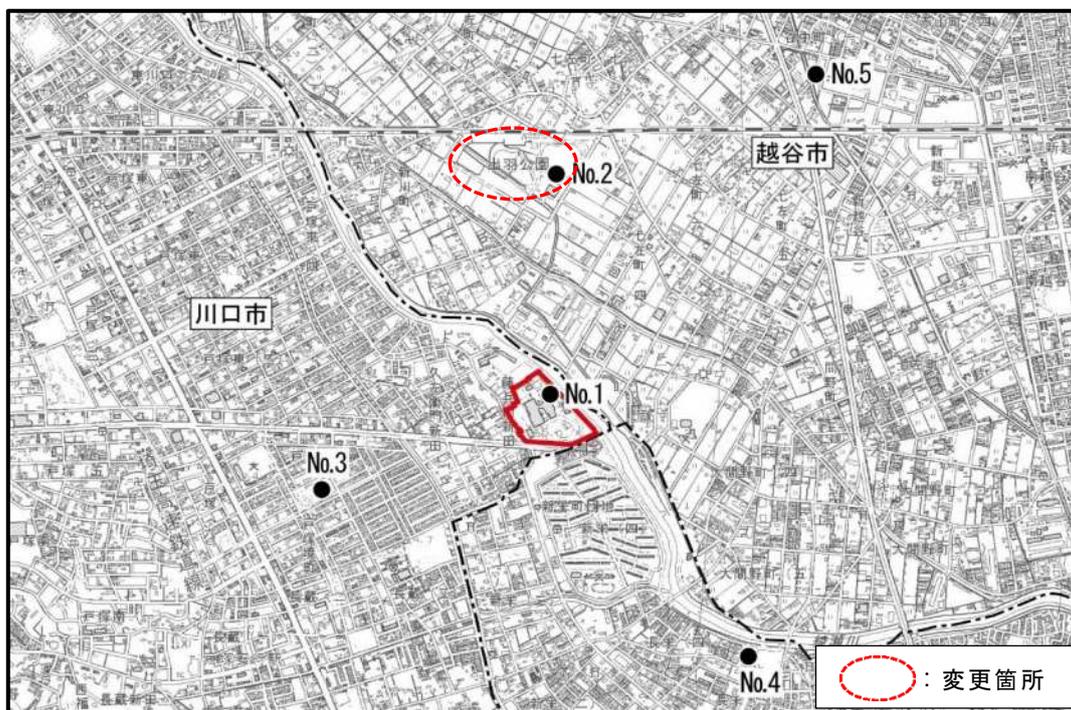
土壌の汚染に係る環境基準の項目数を誤記していたため、適正な項目数に変更した。

別紙 20 「5.7 土壌」…調査地点の移動

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

土壌の調査地点については、施設の稼働に伴うばい煙の排出に関連して土壌への影響を予測する際の予測条件とすることを考慮して、大気質の調査地点と同じ場所になるよう大気質の調査地点の移動に合わせて、土壌の調査地点も移動した。

別紙 21「5.12 自然とのふれあいの場」…予測及び評価の手法（施設の存在、施設の稼働の予測内容）の変更

【調査計画書の内容】

- ・自然とのふれあいの場の改変等の有無及びその程度、利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度

【変更後の内容】

- ・自然とのふれあいの場の改変等の有無及びその程度、利用環境の変化の程度

【変更箇所】

“自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度”は、自然とのふれあいの場における環境影響要因に関係しない記載であり、誤記であるため、削除した。

（存在・共用時の環境影響要因は、施設の存在及び施設の稼働のみを想定しているため）

様式第5号(2) (第21条関係、第30条関係)

準備書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書

令和3年1月25日

(あて先)

埼玉県知事

事業者の名称

川口市長 奥ノ木信夫

担当課所名 環境部新戸塚環境センター建設室

所在地 埼玉県川口市朝日4丁目21番33号

担当者職・氏名 主査・緒方庸平

電話番号 048-229-6460

準備書の記載事項の内容の変更について、手続き等を行わないことの承認を受けた
いので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用
される埼玉県環境影響評価条例施行規則第21条第1項のただし書の規定により、変更
内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

対象事業の名称	川口市戸塚環境センター施設整備事業
行わない手続き等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部・一部 ()
申請理由	準備書についての知事意見等を勘案・配慮し、調査、予測及び評価の内容を検討し直したため。

1. 対象事業の名称

川口市戸塚環境センター施設整備事業

2. 変更の内容

表-1 変更の内容(1)

変更項目	変更の内容		備考
	調査計画書の 内容	変更後の 内容	
第2章 対象事業の目的及び概要			
2.3 対象事業の概要	別紙1参照	別紙1参照	準備書 p.2-14、p.2-15
	別紙2参照	別紙2参照	準備書 p.2-29
	別紙3参照	別紙3参照	準備書 p.2-33
	別紙4参照	別紙4参照	準備書 p.2-47
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況			
3.2 自然的状況	別紙5参照	別紙5参照	準備書 p.3-2-68、p.3-2-69
	別紙6参照	別紙6参照	準備書 p.3-2-71
第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果			
9.1 大気質	別紙7参照	別紙7参照	準備書 p.9-1-39
	別紙8参照	別紙8参照	準備書 p.9-1-74
	別紙9参照	別紙9参照	準備書 p.9-1-97
9.8 動物	別紙10参照	別紙10参照	準備書 p.9-8-144
9.9 植物	別紙11参照	別紙11参照	準備書 p.9-9-69
	別紙12参照	別紙12参照	準備書 p.9-9-71、p.9-9-72
9.10 生態系	別紙13参照	別紙13参照	準備書 p.9-10-12
	別紙14参照	別紙14参照	準備書 p.9-10-13
	別紙15参照	別紙15参照	準備書 p.9-10-15
	別紙16参照	別紙16参照	準備書 p.9-10-22
	別紙17参照	別紙17参照	準備書 p.9-10-23
	別紙18参照	別紙18参照	準備書 p.9-10-31
	別紙19参照	別紙19参照	準備書 p.9-10-34
	別紙20参照	別紙20参照	準備書 p.9-10-36
	別紙21参照	別紙21参照	準備書 p.9-10-38
第11章 対象事業の実施により影響の総合的な評価			
11.9 植物	別紙22参照	別紙22参照	準備書 p.11-23
11.10 生態系	別紙23参照	別紙23参照	準備書 p.11-24
	別紙24参照	別紙24参照	準備書 p.11-26
第12章 事後調査の計画			
12.2 事後調査の方法等	別紙25参照	別紙25参照	準備書 p.12-3
	別紙26参照	別紙26参照	準備書 p.12-4

3. 変更の理由

変更事項	変更理由
2.3 対象事業の概要	災害廃棄物の取り扱い、環境啓発棟、排ガス処理設備及びその処理方式並びに工事中におけるアスベストの事前調査及び飛散防止対策に関する記述を記載または修正した。
3.2 自然的状況	自然とのふれあいの場の状況に「あやせ新栄ビオトープ」を追記し、指定文化財の名称変更により「コルクガシ」を「大門のアベマキ」に修正した。
9.1 大気質	No.2～No.5 の窒素酸化物の寄与濃度は、「窒素酸化物から二酸化窒素の変換式」の適用範囲外であるため、建設機械の稼働による二酸化窒素の寄与濃度が適正な値とならないことから、建設機械の稼働による二酸化窒素の予測結果の値及び記述を修正した。
	算出した窒素酸化物の寄与濃度は、「窒素酸化物から二酸化窒素の変換式」の適用範囲外であるため、新焼却処理施設のばい煙の排出による二酸化窒素の寄与濃度が適正な値とならないことから、二酸化窒素の寄与濃度は算出した窒素酸化物の寄与濃度と同じとする旨を注釈に追記した。
9.8 動物	「埼玉県土地利用基本計画計画書」（平成 25 年、埼玉県）に記載の内容を、整合を図るべき基準に追記した。
9.9 植物	「埼玉県土地利用基本計画計画書」（平成 25 年、埼玉県）に記載の内容を、整合を図るべき基準に追記した。
	予測結果を踏まえて評価結果の文章を再考し、修正した。
9.10 生態系	外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種（典型性）とすることは不相当であると判断し、着目種から除外した。
	「埼玉県土地利用基本計画計画書」（平成 25 年、埼玉県）に記載の内容を、整合を図るべき基準に追記した。
11.9 植物	予測結果を踏まえて評価結果の文章を再考し、修正した。
11.10 生態系	外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種（典型性）とすることは不相当であると判断し、着目種から除外した。
12.2 事後調査の方法等	既存施設の解体作業時には、アスベスト等の有害物質の飛散が想定されることから、アスベストのモニタリング調査を追加した。
	存在、供用時における事後調査項目に微小粒子状物質を追加した。

4. 変更後の関係地域
変更なし
5. 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法
変更なし
6. 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
別紙 7～21 のとおり
7. 変更後の環境の保全のための措置
変更なし
8. 変更後の対象事業の実施による影響の総合的な評価
別紙 22～24 のとおり
9. 変更後の事後調査の計画
別紙 25～26 のとおり

別紙1「2.3 対象事業の概要」…ごみ処理計画

【準備書の内容】

川口市の将来のごみ排出量（年間）については、平成29年度（調査計画書の作成時）に検討し、表2-4(1)に示す結果となった。また、主なごみ処理体系は図2-6(1)～(2)に示すとおりである。川口市のごみ排出量は、平成25年度以降減少し、将来も減少していくものとした。

（以下、中略）

本事業により新たに整備する新焼却処理施設及び新粗大ごみ処理施設は、現在の川口市におけるごみ処理体系を引き継ぐものである。

【変更後の内容】

川口市の将来のごみ排出量（年間）については、平成29年度（調査計画書の作成時）に検討し、表2-4(1)に示す結果となった。また、主なごみ処理体系は図2-6(1)～(2)に示すとおりである。川口市のごみ排出量は、平成25年度以降減少し、将来も減少していくものとした。

（以下、中略）

本事業により新たに整備する新焼却処理施設及び新粗大ごみ処理施設は、現在の川口市におけるごみ処理体系を引き継ぐものである。

なお、災害廃棄物が発生した場合は、関係法令、「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成29年、埼玉県）及び「川口市災害廃棄物処理計画」（平成27年、川口市）を順守して、適正に受入、保管、処理を行う計画である。

【変更箇所】

災害廃棄物の取り扱いについて、危険の無いよう適切に行う計画である旨を具体的に記載した。

別紙2「2.3 対象事業の概要」…環境啓発棟（余熱利用施設）

【準備書の内容】

廃棄物に関する情報の提供など、環境意識の啓発を図る場所として利用するとともに、温浴施設等を設置し余熱利用を行う。

（以下、中略）

新焼却処理施設の稼働時には、引き続き同様の余熱利用を行っていく計画であり、厚生会館（温浴施設）の代わりに、新たに余熱利用施設を有した環境啓発棟を新設する。また、既存施設の厚生会館（温浴施設）は、老朽化のため解体する。

【変更後の内容】

環境学習・啓発、地域コミュニティの醸成、市民への健康増進等を図る場所として利用するとともに、温浴施設等を設置し余熱利用を行う。

（以下、中略）

新焼却処理施設の稼働時には、引き続き同様の余熱利用を行っていく計画であり、厚生会館（温浴施設）の代わりに、余熱を利用した温浴施設及び健康増進施設（プール）を有した環境啓発棟を新設する。また、既存施設の厚生会館（温浴施設）は、老朽化のため解体する。

【変更箇所】

環境啓発棟（余熱利用施設）の利用計画について、市民への情報発信・地域交流の場に関する内容を具体的に記載した。

別紙3「2.3 対象事業の概要」…排ガス処理設備及びその処理方式

【準備書の内容】

表 2-15 排ガス処理設備及びその処理方式

排ガス処理設備	既存施設（西棟）	新焼却処理施設
ばいじん	バグフィルタ	バグフィルタ等
塩化水素及び硫黄酸化物	半乾式（消石灰スラリー噴霧）	湿式（又は湿式＋乾式）洗浄
窒素酸化物	—	無触媒脱硝装置
ダイオキシン類	活性炭＋消石灰	バグフィルタ＋活性炭
全水銀	活性炭＋消石灰	湿式洗浄、バグフィルタ＋活性炭

【変更後の内容】

表 2-15 排ガス処理設備及びその処理方式

排ガス処理設備	既存施設（西棟）	新焼却処理施設
ばいじん	バグフィルタ	バグフィルタ
塩化水素及び硫黄酸化物	半乾式洗浄	湿式洗浄〔＋乾式洗浄〕
窒素酸化物	—	無触媒脱硝装置＋燃焼制御、又は触媒脱硝装置
ダイオキシン類	バグフィルタ	バグフィルタ〔＋活性炭吸着〕
全水銀	バグフィルタ	湿式洗浄、バグフィルタ〔＋活性炭吸着〕

注1) 〔 〕は必要に応じて採用する。

2) 半乾式洗浄は消石灰スラリーを噴霧、湿式洗浄は苛性ソーダ等を噴霧、乾式洗浄は消石灰等を噴霧

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、排ガス処理設備及びその処理方式について修正した。

別紙 4「2.3 対象事業の概要」…工事に係る環境保全計画

【準備書の内容】

- ⑦既存施設の解体工事に当たっては、関係機関と協議の上、適切な対策と十分な管理、適正処理を行い、有害物質の飛散のないようにする。

【変更後の内容】

- ⑦既存施設の解体工事に当たっては、関係機関と協議の上、適切な対策と十分な管理、適正処理を行い、有害物質の飛散のないようにする。特に、アスベストについては、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に基づき事前調査等を実施するとともに、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令も遵守して、アスベストの飛散防止対策を徹底する。

【変更箇所】

既存施設の解体作業時には、アスベスト等の有害物質の飛散が想定されることから、工事中におけるアスベストの事前調査及び飛散防止対策について記載した。

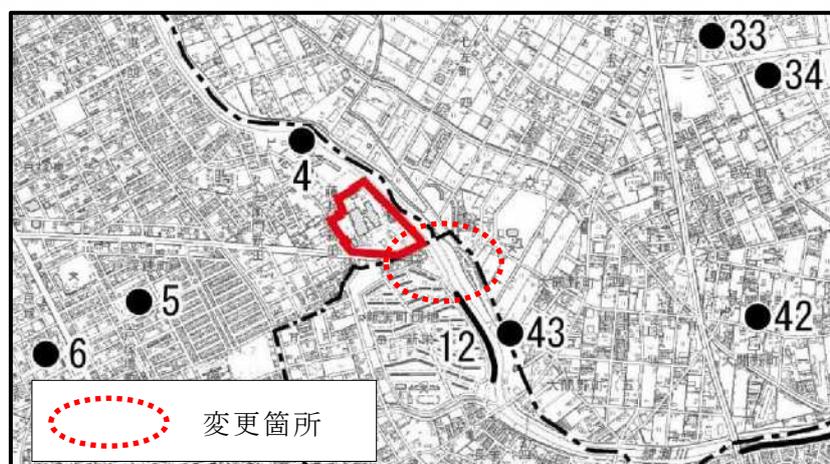
別紙5「3.2 自然的状況」…自然とのふれあいの場の状況

【準備書の内容】

表 3.2-34 自然とのふれあいの場の状況

No.	名称	所在地	No.	名称	所在地
1	戸塚榎戸公園	川口市	23	葛西親水緑道	越谷市
2	北原台公園	川口市	24	堂面第二公園	越谷市
3	戸塚中台公園	川口市	25	堂面第一公園	越谷市
4	綾瀬の森（通称）	川口市	26	越谷駅西口公園	越谷市
5	戸塚南公園	川口市	27	赤山第二公園	越谷市
6	戸塚はさみ第二公園	川口市	28	赤山公園	越谷市
7	戸塚下台公園	川口市	29	宮本公園	越谷市
8	花と緑の振興センター	川口市	30	県民健康福祉村	越谷市
9	安行公園	川口市	31	出羽公園	越谷市
10	イチリンソウ自生地	川口市	32	南越谷第二公園	越谷市
11	安行原自然の森	川口市	33	七左第三公園	越谷市
12	桜並木 （綾瀬川右岸新栄町団地沿い）	草加市	34	七左第四公園	越谷市
13	桜並木（光明町綾瀬川沿い）	草加市	35	南越谷第一公園	越谷市
14	草加松原「松並木」	草加市	36	タイヤ公園	越谷市
15	松原団地西口公園	草加市	37	蒲生公園	越谷市
16	桜並木 （伝右川沿い峯分橋付近）	草加市	38	蒲生旭町公園	越谷市
17	東越谷第二公園	越谷市	39	南部第一公園	越谷市
18	元荒川緑道	越谷市	40	蒲生寿町公園	越谷市
19	元荒川桜堤	越谷市	41	南越谷第三公園	越谷市
20	越ヶ谷三丁目公園	越谷市	42	大間野町第三公園	越谷市
21	東越谷第一公園	越谷市	43	大間野町第二公園	越谷市
22	東越谷ボタン公園	越谷市			

資料：「彩の国埼玉情報サイトさいたまナビ」
 ：「川口市内の観光スポット」（川口市ホームページ）
 ：「草加のみどころ」（草加市ホームページ）
 ：「越谷を楽しむ」（越谷市ホームページ）
 ：「全国観るナビ 全国観光情報検索」（公益社団法人 日本観光振興協会ホームページ）等



【変更後の内容】

表 3.2-34 自然とのふれあいの場の状況

No.	名称	所在地	No.	名称	所在地
1	戸塚榎戸公園	川口市	23	葛西親水緑道	越谷市
2	北原台公園	川口市	24	堂面第二公園	越谷市
3	戸塚中台公園	川口市	25	堂面第一公園	越谷市
4	綾瀬の森（通称）	川口市	26	越谷駅西口公園	越谷市
5	戸塚南公園	川口市	27	赤山第二公園	越谷市
6	戸塚はさみ第二公園	川口市	28	赤山公園	越谷市
7	戸塚下台公園	川口市	29	宮本公園	越谷市
8	花と緑の振興センター	川口市	30	県民健康福祉村	越谷市
9	安行公園	川口市	31	出羽公園	越谷市
10	イチリンソウ自生地	川口市	32	南越谷第二公園	越谷市
11	安行原自然の森	川口市	33	七左第三公園	越谷市
12	桜並木 （綾瀬川右岸新栄町団地沿い）	草加市	34	七左第四公園	越谷市
13	桜並木（金明町綾瀬川沿い）	草加市	35	南越谷第一公園	越谷市
14	草加松原「松並木」	草加市	36	タイヤ公園	越谷市
15	松原団地西口公園	草加市	37	蒲生公園	越谷市
16	桜並木 （伝右川沿い峯分橋付近）	草加市	38	蒲生旭町公園	越谷市
17	東越谷第二公園	越谷市	39	南部第一公園	越谷市
18	元荒川緑道	越谷市	40	蒲生寿町公園	越谷市
19	元荒川桜堤	越谷市	41	南越谷第三公園	越谷市
20	越ヶ谷三丁目公園	越谷市	42	大間野町第三公園	越谷市
21	東越谷第一公園	越谷市	43	大間野町第二公園	越谷市
22	東越谷ボタン公園	越谷市	44	あやせ新栄ビオトープ	草加市

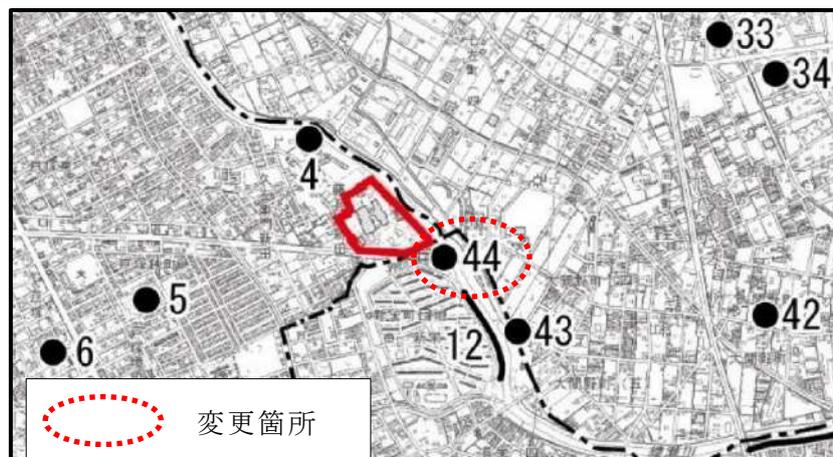
資料：「彩の国埼玉情報サイトさいたまナビ」

：「川口市内の観光スポット」（川口市ホームページ）

：「草加のみどころ」（草加市ホームページ）

：「越谷を楽しむ」（越谷市ホームページ）

：「全国観るナビ 全国観光情報検索」（公益社団法人 日本観光振興協会ホームページ）等



【変更箇所】

環境の保全の見地からの意見を勘案した結果、池やヨシ原、湿地からなる水辺のビオトープである「あやせ新栄ビオトープ」を追記した。

別紙 6 「3.2 自然的状況」…指定文化財等の状況

【準備書の内容】

表 3.2-35 指定文化財等の状況

No.	指定	種別	名称	所在地	
1	国	名勝	名勝おくのほそ道の風景地 草加松原	草加市栄町 3 他	
2		天然記念物	越ヶ谷のシラコバト	越谷市周辺	
3	県	建造物	西福寺三重塔付元禄六年棟札一枚	川口市西立野 420	
4		史跡	蒲生の一里塚	越谷市蒲生愛宕町	
5		旧跡	赤山城跡（赤山陣屋敷社）	川口市赤山 766-2 他	
6		旧跡	安行苗木開発の祖 吉田権之丞の墓	川口市安行吉岡 1361	
7		選定重要遺跡	宮合遺跡	川口市西立野宮合	
8	川口市	建造物	赤山山王権現社 本殿付覆屋一棟・狛犬一對	川口市赤山 218	
9		建造物	金剛寺山門	川口市安行吉岡 1361	
10		歴史資料	伊奈家頌徳碑	川口市赤山 1285	
11		歴史資料	八幡宮石祠 （伊奈忠順の碑文）	川口市赤山 218	
12		歴史資料	道標（新四国八十八箇所札所五十九番標識）	川口市桜町 5-5-39	
13		歴史資料	道標（地藏菩薩）	川口市石神 1253	
14		歴史資料	道標（庚申塔）	川口市新井宿 157	
15		有形民俗文化財	寛永二十年銘山王二十一仏庚申塔	川口市戸塚 2-6-29	
16		史跡	金剛寺経塚付出土品	川口市安行吉岡 1361	
17		史跡	小谷三志の墓	川口市桜町 5-5-39	
18		史跡	旧浦寺村の弁天池跡付元文元年・寛文九年銘の石碑 2 基	川口市桜町 6-11	
19		天然記念物	真乗院のコウヤマキ	川口市石神 1253	
20		天然記念物	安行原イチリンソウ自生地	川口市安行原 2269-1、2269-2・2270	
21		天然記念物	地藏院のタブノキ	川口市桜町 5-5-39	
22		さいたま市	天然記念物	コルクガシ	さいたま市緑区大門
23		越谷市	歴史資料	清蔵院の山門	越谷市蒲生本町 13-41
24			歴史資料	窮民救済の碑	越谷市瓦曾根 1-5-43
25			天然記念物	有瀧家のタブノキ	越谷市中町 8-26
26			天然記念物	浅間神社のケヤキ	越谷市中町
27	天然記念物		中村家のイチョウ	越谷市東越谷	
28	旧跡		千徳丸供養塔	越谷市瓦曾根・照蓮院	
29	国登録	建築物	木下半助商店稲荷社	越谷市中町 4675	
30		建築物	木下半助商店主屋		
31		建築物	木下半助商店石蔵		
32		建築物	木下半助商店店舗及び土蔵		

資料：「川口の文化財」（川口市立文化財センターホームページ）

：「さいたま市の文化財」（さいたま市ホームページ）

：「草加市の指定・登録文化財」（草加市ホームページ）

：「越谷市の指定文化財」（越谷市ホームページ）

：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）

【変更後の内容】

表 3.2-35 指定文化財等の状況

No.	指定	種別	名称	所在地
1	国	名勝	名勝おくのほそ道の風景地 草加松原	草加市栄町 3 他
2		天然記念物	越ヶ谷のシラコバト	越谷市周辺
3	県	建造物	西福寺三重塔付元禄六年棟札一枚	川口市西立野 420
4		史跡	蒲生の一里塚	越谷市蒲生愛宕町
5		旧跡	赤山城跡（赤山陣屋敷社）	川口市赤山 766-2 他
6		旧跡	安行苗木開発の祖 吉田権之丞の墓	川口市安行吉岡 1361
7		選定重要遺跡	宮合遺跡	川口市西立野宮合
8	川口市	建造物	赤山山王権現社 本殿付覆屋一棟・狛犬一對	川口市赤山 218
9		建造物	金剛寺山門	川口市安行吉岡 1361
10		歴史資料	伊奈家頌徳碑	川口市赤山 1285
11		歴史資料	八幡宮石祠 （伊奈忠順の碑文）	川口市赤山 218
12		歴史資料	道標（新四国八十八箇所札所五十九番標識）	川口市桜町 5-5-39
13		歴史資料	道標（地藏菩薩）	川口市石神 1253
14		歴史資料	道標（庚申塔）	川口市新井宿 157
15		有形民俗文化財	寛永二十年銘山王二十一仏庚申塔	川口市戸塚 2-6-29
16		史跡	金剛寺経塚付出土品	川口市安行吉岡 1361
17		史跡	小谷三志の墓	川口市桜町 5-5-39
18		史跡	旧浦寺村の弁天池跡付元文元年・寛文九年銘の石碑 2 基	川口市桜町 6-11
19		天然記念物	真乗院のコウヤマキ	川口市石神 1253
20		天然記念物	安行原イチリンソウ自生地	川口市安行原 2269-1、2269-2・2270
21		天然記念物	地藏院のタブノキ	川口市桜町 5-5-39
22		さいたま市	天然記念物	大門のアベマキ
23	越谷市	歴史資料	清蔵院の山門	越谷市蒲生本町 13-41
24		歴史資料	窮民救済の碑	越谷市瓦曾根 1-5-43
25		天然記念物	有瀧家のタブノキ	越谷市中町 8-26
26		天然記念物	浅間神社のケヤキ	越谷市中町
27		天然記念物	中村家のイチョウ	越谷市東越谷
28	旧跡	千徳丸供養塔	越谷市瓦曾根・照蓮院	
29	国登録	建築物	木下半助商店稲荷社	越谷市中町 4675
30		建築物	木下半助商店主屋	
31		建築物	木下半助商店石蔵	
32		建築物	木下半助商店店舗及び土蔵	

資料：「川口の文化財」（川口市立文化財センターホームページ）
 ：「さいたま市の文化財」（さいたま市ホームページ）
 ：「草加市の指定・登録文化財」（草加市ホームページ）
 ：「越谷市の指定文化財」（越谷市ホームページ）
 ：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）

【変更箇所】

指定文化財の名称変更により、「コルクガシ」を「大門のアベマキ」に修正した。

別紙 7 「9.1 大気質」…建設機械の稼働による二酸化窒素の予測結果

【準備書の内容】

5) 予測結果

ア 二酸化窒素

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の最大着地濃度出現地点での予測結果（年平均値）は表 9.1-36 に、予測地域における窒素酸化物の等濃度分布図は図 9.1-10 に示すとおりである。

予測結果によると窒素酸化物の最大着地濃度出現地点は対象事業実施区域の南側の敷地境界上であり、その濃度は 0.0179ppm である。この値を、前掲「窒素酸化物から二酸化窒素の変換式」で二酸化窒素の寄与濃度に変換すると 0.01338ppm と算出され、これにバックグラウンド濃度を併せることにより、二酸化窒素の将来予測濃度（年平均値）は 0.027ppm となった。

また、同様に周辺地域の予測地点における二酸化窒素の将来予測濃度（年平均値）を算出すると、0.014～0.016ppm となった。

表 9.1-36 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果

(単位：ppm)

予測地点	建設機械の稼働による寄与濃度 ①	バックグラウンド濃度 ②	将来予測濃度 ③=①+②	寄与率 ①/③
最大着地濃度出現地点	0.01338	0.014	0.027	49.6%
No.2	0.00074	0.013	0.014	5.3%
No.3	0.00070	0.013	0.014	5.0%
No.4	0.00057	0.015	0.016	3.6%
No.5	0.00018	0.015	0.015	1.2%

注) 将来予測濃度については、バックグラウンド濃度と整合させ、測定上有意性のある小数第 3 位まで表示した。また、寄与率については、数値レベルを示すために小数第 5 位まで表示した。

【変更後の内容】

5) 予測結果

ア 二酸化窒素

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の最大着地濃度出現地点での予測結果（年平均値）は表 9.1-36 に、予測地域における窒素酸化物の等濃度分布図は図 9.1-10 に示すとおりである。

予測結果によると窒素酸化物の最大着地濃度出現地点は対象事業実施区域の南側の敷地境界上であり、その濃度は 0.01794ppm である。この値を、前掲「窒素酸化物から二酸化窒素の変換式」で二酸化窒素の寄与濃度に変換すると 0.01338ppm と算出され、これにバックグラウンド濃度を併せることにより、二酸化窒素の将来予測濃度（年平均値）は 0.027ppm となった。

また、周辺地域の予測地点における二酸化窒素の将来予測濃度（年平均値）を算出すると、0.013～0.015ppm となった。

表 9.1-36 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果

(単位：ppm)

予測地点	建設機械の稼働による寄与濃度 ①	バックグラウンド濃度 ②	将来予測濃度 ③=①+②	寄与率 ①/③
最大着地濃度出現地点	0.01338	0.014	0.027	49.6%
No.2	0.00043	0.013	0.013	3.3%
No.3	0.00040	0.013	0.013	3.1%
No.4	0.00031	0.015	0.015	2.1%
No.5	0.00007	0.015	0.015	0.5%

注 1) 将来予測濃度については、バックグラウンド濃度と整合させ、測定上有意性のある小数第 3 位まで表示した。また、寄与濃度については、数値レベルを示すために小数第 5 位まで表示した。

2) 算出した No.2～No.5 の窒素酸化物の寄与濃度が前掲「窒素酸化物から二酸化窒素の変換式」の適用範囲外であるため、建設機械の稼働による二酸化窒素の寄与濃度は算出した窒素酸化物の寄与濃度と同じとした。

【変更箇所】

No.2～No.5 の窒素酸化物の寄与濃度は低く、「窒素酸化物から二酸化窒素の変換式」の適用範囲外であるため、建設機械の稼働による二酸化窒素の寄与濃度が適正な値とならないことから、建設機械の稼働による二酸化窒素の予測結果の値及び記述を修正した。

別紙 8 「9.1 大気質」…新焼却処理施設の稼働に伴うばい煙の排出の二酸化窒素の予測結果

【準備書の内容】

表 9.1-56 新焼却処理施設の稼働に伴うばい煙の排出の予測結果

(二酸化窒素：年平均値)

施設の稼働状況 I / II	予測地点	新焼却処理施設 のばい煙の 排出による 寄与濃度 (ppm)	バックグラ ウンド濃度 (ppm)	将来予測 濃度 (ppm)
I. 新施設と 既存施設（西棟） の同時稼働時	最大着地濃度出現地点	0.000084	0.014	0.014
	No.2	0.000054	0.013	0.013
	No.3	0.000052	0.013	0.013
	No.4	0.000036	0.015	0.015
	No.5	0.000028	0.015	0.015
II. 新施設の 単独稼働時	最大着地濃度出現地点	0.000084	0.014	0.014
	No.2	0.000054	0.013	0.013
	No.3	0.000052	0.013	0.013
	No.4	0.000036	0.015	0.015
	No.5	0.000028	0.015	0.015

注) 将来予測濃度については、バックグラウンド濃度と整合させ、測定上有意性のある小数第3位まで表示した。また、新焼却処理施設のばい煙の排出による寄与濃度については、数値レベルを示すために小数第6位まで表示した。

【変更後の内容】

表 9.1-56 新焼却処理施設の稼働に伴うばい煙の排出の予測結果

(二酸化窒素：年平均値)

施設の稼働状況 I / II	予測地点	新焼却処理施設 のばい煙の 排出による 寄与濃度 (ppm)	バックグラ ウンド濃度 (ppm)	将来予測 濃度 (ppm)
I. 新施設と 既存施設（西棟） の同時稼働時	最大着地濃度出現地点	0.000084	0.014	0.014
	No.2	0.000054	0.013	0.013
	No.3	0.000052	0.013	0.013
	No.4	0.000036	0.015	0.015
	No.5	0.000028	0.015	0.015
II. 新施設の 単独稼働時	最大着地濃度出現地点	0.000084	0.014	0.014
	No.2	0.000054	0.013	0.013
	No.3	0.000052	0.013	0.013
	No.4	0.000036	0.015	0.015
	No.5	0.000028	0.015	0.015

注 1) 将来予測濃度については、バックグラウンド濃度と整合させ、測定上有意性のある小数第3位まで表示した。また、新焼却処理施設のばい煙の排出による寄与濃度については、数値レベルを示すために小数第6位まで表示した。

2) 算出した窒素酸化物の寄与濃度が前掲「窒素酸化物から二酸化窒素の変換式」の適用範囲外であるため、新焼却処理施設のばい煙の排出による二酸化窒素の寄与濃度は算出した窒素酸化物の寄与濃度と同じとした。

【変更箇所】

算出した窒素酸化物の寄与濃度は低く、「窒素酸化物から二酸化窒素の変換式」の適用範囲外であるため、新焼却処理施設のばい煙の排出による二酸化窒素の寄与濃度が適正な値とならないことから、二酸化窒素の寄与濃度は算出した窒素酸化物の寄与濃度と同じとする旨を注釈に追記した。

別紙 9 「9.1 大気質」…建設機械の稼働による二酸化窒素の予測結果

【準備書の内容】

表 9.1-80 建設機械の稼働に伴う大気質に係る予測結果と環境保全目標との比較

予測地点	将来予測濃度 (ppm)		環境保全目標	評価の適合状況
	年平均値	日平均値の年間 98% 値		
最大着地濃度出現地点	0.027	0.058	日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下	○
No.2	0.014	0.031		○
No.3	0.014	0.031		○
No.4	0.016	0.035		○
No.5	0.015	0.033		○

注) 評価の適合状況の“○”は、将来予測濃度のうち日平均値の年間 98% 値が環境保全目標に適合していることを表す。

【変更後の内容】

表 9.1-80 建設機械の稼働に伴う大気質に係る予測結果と環境保全目標との比較

予測地点	将来予測濃度 (ppm)		環境保全目標	評価の適合状況
	年平均値	日平均値の年間 98% 値		
最大着地濃度出現地点	0.027	0.058	日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下	○
No.2	0.013	0.029		○
No.3	0.013	0.029		○
No.4	0.015	0.033		○
No.5	0.015	0.033		○

注) 評価の適合状況の“○”は、将来予測濃度のうち日平均値の年間 98% 値が環境保全目標に適合していることを表す。

【変更箇所】

No.2～No.5 の窒素酸化物の寄与濃度は低く、「窒素酸化物から二酸化窒素の変換式」の適用範囲外であるため、建設機械の稼働による二酸化窒素の寄与濃度が適正な値とならないことから、建設機械の稼働による二酸化窒素の予測結果の値及び記述を修正した。

別紙 10 「9.8 動物」… 整合を図るべき基準等

【準備書の内容】

表 9.8-28 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成29年、埼玉県）	<p>【長期的な目標】</p> <p>恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の保全と再生 ・緑の保全と再生 ・森林の整備と保全 ・生物多様性の保全
「第4次埼玉県国土利用計画」（平成22年、埼玉県）	<p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用
「埼玉県5か年計画 希望・活躍・うらおいの埼玉」（平成29年、埼玉県）	<p>【南部地域の施策展開】</p> <p>豊かな自然と共生する社会をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見沼田圃の保全・活用・創造 ・市などと連携した水辺空間の利活用の促進
「第2次埼玉県広域緑地計画」（平成29年、埼玉県）	<p>【緑の将来像】</p> <p>・『緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」』</p> <p>【地形別の緑のあり方】</p> <p>低地では、広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指します。市街地では、残された貴重な樹林地等を保全・活用しながら、新たな緑の創出により、緑豊かで良好な生活環境を有する市街地が形成されるようにします。</p>
「まちづくり埼玉プラン」（平成30年、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と自然・田園との共生
「埼玉県生物多様性保全戦略」（平成30年、埼玉県）	<p>基本戦略1. 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる</p> <p>基本戦略2. 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する</p> <p>基本戦略3. 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会づくり</p>
「第5次川口市総合計画」（平成28年、川口市）	<p>【豊かな水と緑に親しめる空間の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺環境の整備 ・緑地環境の整備 <p>【環境の保全と創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全 ・地球環境の保全
「川口市都市計画基本方針」（平成29年、川口市）	<p>【戸塚地域のまちづくり方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親しみのある水辺の環境づくり
「第3次川口市環境基本計画」（平成30年、川口市）	<p>【自然共生社会の実現～豊かな自然とともに暮らせるまち～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 ・みどり・水辺の保全

【変更後の内容】

表 9.8-28 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成29年、埼玉県）	<p>【長期的な目標】</p> <p>恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の保全と再生 ・緑の保全と再生 ・森林の整備と保全 ・生物多様性の保全
「第4次埼玉県国土利用計画」（平成22年、埼玉県）	<p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用
「埼玉県5か年計画 希望・活躍・うるおいの埼玉」（平成29年、埼玉県）	<p>【南部地域の施策展開】</p> <p>豊かな自然と共生する社会をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見沼田圃の保全・活用・創造 ・市などと連携した水辺空間の利活用の促進
「第2次埼玉県広域緑地計画」（平成29年、埼玉県）	<p>【緑の将来像】</p> <p>・『緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」』</p> <p>【地形別の緑のあり方】</p> <p>低地では、広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指します。市街地では、残された貴重な樹林地等を保全・活用しながら、新たな緑の創出により、緑豊かで良好な生活環境を有する市街地が形成されるようにします。</p>
「まちづくり埼玉プラン」（平成30年、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と自然・田園との共生
「埼玉県生物多様性保全戦略」（平成30年、埼玉県）	<p>基本戦略 1. 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる</p> <p>基本戦略 2. 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する</p> <p>基本戦略 3. 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会づくり</p>
「埼玉県土地利用基本計画計画書」（平成25年、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・川口市が含まれる「県南地域」では、新たな工業用地などの需要に対しては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、乱開発の抑止に努めます。
「第5次川口市総合計画」（平成28年、川口市）	<p>【豊かな水と緑に親しめる空間の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺環境の整備 ・緑地環境の整備 <p>【環境の保全と創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全 ・地球環境の保全
「川口市都市計画基本方針」（平成29年、川口市）	<p>【戸塚地域のまちづくり方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親しみのある水辺の環境づくり
「第3次川口市環境基本計画」（平成30年、川口市）	<p>【自然共生社会の実現～豊かな自然とともに暮らせるまち～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 ・みどり・水辺の保全

【変更箇所】

「埼玉県土地利用基本計画計画書」（平成25年、埼玉県）に記載の内容を、整合を図るべき基準等に追記した。

別紙 11 「9.9 植物」…整合を図るべき基準等

【準備書の内容】

表 9.9-17 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成29年、埼玉県）	<p>【長期的な目標】 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の保全と再生 ・緑の保全と再生 ・森林の整備と保全 ・生物多様性の保全
「第4次埼玉県国土利用計画」（平成22年、埼玉県）	<p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用
「埼玉県5か年計画 希望・活躍・うるおいの埼玉」（平成29年、埼玉県）	<p>【南部地域の施策展開】 豊かな自然と共生する社会をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見沼田圃の保全・活用・創造 ・市などと連携した水辺空間の利活用の促進
「第2次埼玉県広域緑地計画」（平成29年、埼玉県）	<p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」』 <p>【地形別の緑のあり方】 低地では、広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指します。市街地では、残された貴重な樹林地等を保全・活用しながら、新たな緑の創出により、緑豊かで良好な生活環境を有する市街地が形成されるようにします。</p>
「まちづくり埼玉プラン」（平成30年、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と自然・田園との共生
「埼玉県生物多様性保全戦略」（平成30年、埼玉県）	<p>基本戦略1. 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる 基本戦略2. 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する 基本戦略3. 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会づくり</p>
「第5次川口市総合計画」（平成28年、川口市）	<p>【豊かな水と緑に親しめる空間の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺環境の整備 ・緑地環境の整備 <p>【環境の保全と創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全 ・地球環境の保全
「川口市都市計画基本方針」（平成29年、川口市）	<p>【戸塚地域のまちづくり方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親しみのある水辺の環境づくり
「第3次川口市環境基本計画」（平成30年、川口市）	<p>【自然共生社会の実現～豊かな自然とともに暮らせるまち～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 ・みどり・水辺の保全

【変更後の内容】

表 9.9-17 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成29年、埼玉県）	<p>【長期的な目標】</p> <p>恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の保全と再生 ・緑の保全と再生 ・森林の整備と保全 ・生物多様性の保全
「第4次埼玉県国土利用計画」（平成22年、埼玉県）	<p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用
「埼玉県5か年計画 希望・活躍・うらおいの埼玉」（平成29年、埼玉県）	<p>【南部地域の施策展開】</p> <p>豊かな自然と共生する社会をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見沼田圃の保全・活用・創造 ・市などと連携した水辺空間の利活用の促進
「第2次埼玉県広域緑地計画」（平成29年、埼玉県）	<p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」』 <p>【地形別の緑のあり方】</p> <p>低地では、広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指します。市街地では、残された貴重な樹林地等を保全・活用しながら、新たな緑の創出により、緑豊かで良好な生活環境を有する市街地が形成されるようにします。</p>
「まちづくり埼玉プラン」（平成30年、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と自然・田園との共生
「埼玉県生物多様性保全戦略」（平成30年、埼玉県）	<p>基本戦略1. 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる</p> <p>基本戦略2. 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する</p> <p>基本戦略3. 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会づくり</p>
「埼玉県土地利用基本計画計画書」（平成25年、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・川口市が含まれる「県南地域」では、新たな工業用地などの需要に対しては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、乱開発の抑止に努めます。
「第5次川口市総合計画」（平成28年、川口市）	<p>【豊かな水と緑に親しめる空間の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺環境の整備 ・緑地環境の整備 <p>【環境の保全と創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全 ・地球環境の保全
「川口市都市計画基本方針」（平成29年、川口市）	<p>【戸塚地域のまちづくり方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親しみのある水辺の環境づくり
「第3次川口市環境基本計画」（平成30年、川口市）	<p>【自然共生社会の実現～豊かな自然とともに暮らせるまち～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 ・みどり・水辺の保全

【変更箇所】

「埼玉県土地利用基本計画計画書」（平成25年、埼玉県）に記載の内容を、整合を図るべき基準等に追記した。

別紙 12 「9.9 植物」…影響の回避・低減の観点、基準・目標等との整合の観点

【準備書の内容】

ア 影響の回避・低減の観点

(以下、中略)

以上により、工事の実施及び施設の存在に伴う植物への影響は、実行可能な範囲内では限り低減されるとともに、新たな植物の生育基盤の創出により代償されると評価した。

(以下、中略)

イ 基準・目標等との整合の観点

工事の実施及び施設の存在に伴い、保全すべき植物種の生育地及び生育環境は消失せず、質的变化に対しても前掲表 9.9-19 に示す環境の保全に関する配慮方針を講ずることにより、保全すべき植物種への影響の低減（代償）が期待できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

【変更後の内容】

ア 影響の回避・低減の観点

(以下、中略)

以上により、工事の実施及び施設の存在に伴う植物への影響は、実行可能な範囲内では限り低減されると評価した。

(以下、中略)

イ 基準・目標等との整合の観点

工事の実施及び施設の存在に伴い、保全すべき植物種の生育地及び生育環境は消失せず、質的变化に対しても前掲表 9.9-19 に示す環境の保全に関する配慮方針を講ずることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

【変更箇所】

予測結果を踏まえて評価結果の文章を再考し、修正した。

別紙 13 「9.10 生態系」…各類型区分における主な動植物

【準備書の内容】

表 9.10-7 各類型区分における主な動植物

類型区分	動植物の生息・生育基盤	植生分布状況	植生凡例	植物	哺乳類	鳥類・猛禽類	爬虫類・両生類	魚類	底生動物	昆虫類			
市街地環境	樹林地	調査範囲内の市街地などに植栽樹林がパッチ状に分布している。	植栽 竹林	ソメイヨシノ ケヤキ コナラ モウソウチク	ムクドリ ヒヨドリ	ムクドリ ヒヨドリ スズメ ハシブトガラス	カナヘビ アオダイショウ アマガエル アズマヒキガエル	—	—	モリチヤバネゴキブリ マルキマダラケシキスイ アブラゼミ			
				管理草地 畑地雑草群落 荒地雑草群落 路傍雑草群落						ムラサキツメクサ スベリヒユ チガヤ ホソムギ	ホオジロ キジ カワラヒワ	カナヘビ シマヘビ アオダイショウ アマガエル	—
水田・水成環境	乾性草地	綾瀬川沿いの河川敷に分布している。	チガヤ・チゴザサ群落 アレチウリ・オオナモミ群落 クワモドキ・セイバンモロコシ群落	チガヤ アレチウリ セイバンモロコシ	ホンドタヌキ ハクビシン ハツカネズミ アズマモグラ	ホオジロ キジ カワラヒワ	カナヘビ アオダイショウ アマガエル	—	—	アジイトトンボ ギンヤンマ シオカラトンボ			
			綾瀬川沿いにヨシ群落分布しているほか、綾瀬川の東側に水田が分布している。	ヨシ群落 水田雑草群落	ヨシ イネ アオウキサ クワイ	オオヨシキリ					クサガメ アズマヒキガエル アマガエル	イトミミズ科 ユスリカ科 シジミ属 ドブガイ	アメンボ
			調査範囲の北西から南東に向かって綾瀬川が流れている。	開放水域	付着藻類	オオバン カルガモ					アオサギ カワセミ	スマチチブ マハゼ ボラ ドジョウ	アメンボ

注) 予測対象とする着目種は文字の色を変えて表示している (赤字: 上位性、青字: 典型性)。

【変更後の内容】

表 9.10-7 各類型区分における主な動植物

類型区分	動植物の生息・生育基盤	植生分布状況	植生凡例	植物	哺乳類	鳥類・猛禽類	爬虫類・両生類	魚類	底生動物	昆虫類			
市街地環境	樹林地	調査範囲内の市街地などに植栽樹林がパッチ状に分布している。	植栽 竹林	ソメイヨシノ ケヤキ コナラ モウソウチク	ムクドリ ヒヨドリ	ムクドリ ヒヨドリ スズメ ハシブトガラス	カナヘビ アオダイショウ アマガエル アズマヒキガエル	—	—	モリチヤバネゴキブリ マルキマダラケシキスイ アブラゼミ			
				管理草地 畑地雑草群落 荒地雑草群落 路傍雑草群落						ムラサキツメクサ スベリヒユ チガヤ ホソムギ	ホオジロ キジ カワラヒワ	カナヘビ シマヘビ アオダイショウ アマガエル	—
水田・水成環境	乾性草地	綾瀬川沿いの河川敷に分布している。	チガヤ・チゴザサ群落 アレチウリ・オオナモミ群落 クワモドキ・セイバンモロコシ群落	チガヤ アレチウリ セイバンモロコシ	ホンドタヌキ ハクビシン ハツカネズミ アズマモグラ	ホオジロ キジ カワラヒワ	カナヘビ アオダイショウ アマガエル	—	—	アジイトトンボ ギンヤンマ シオカラトンボ			
			綾瀬川沿いにヨシ群落分布しているほか、綾瀬川の東側に水田が分布している。	ヨシ群落 水田雑草群落	ヨシ イネ アオウキサ クワイ	オオヨシキリ					クサガメ アズマヒキガエル アマガエル	イトミミズ科 ユスリカ科 シジミ属 ドブガイ	アメンボ
			調査範囲の北西から南東に向かって綾瀬川が流れている。	開放水域	付着藻類	オオバン カルガモ					アオサギ カワセミ	スマチチブ マハゼ ボラ ドジョウ	アメンボ

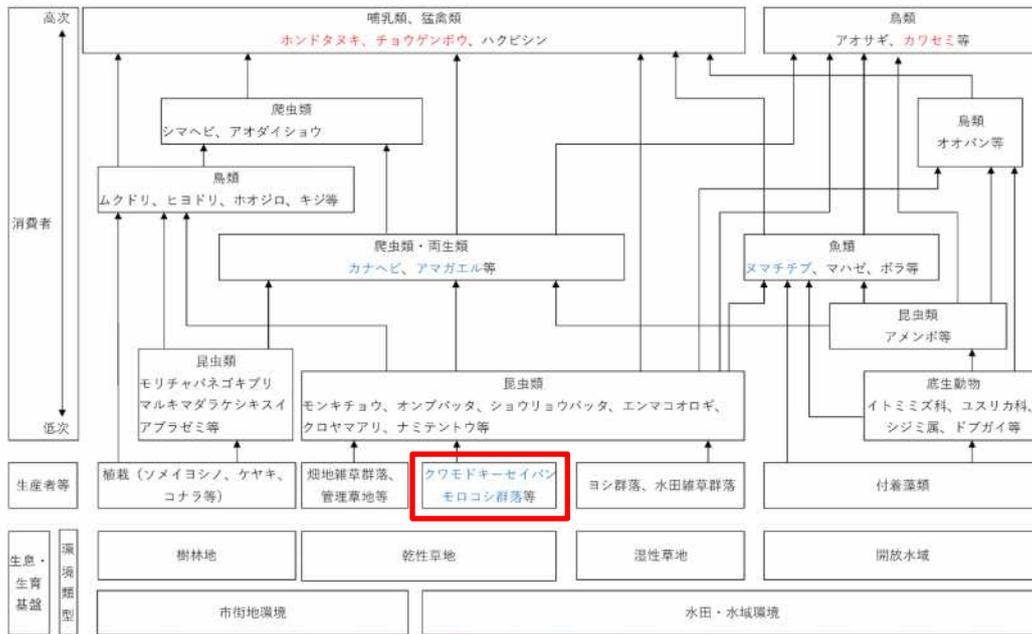
注) 予測対象とする着目種は文字の色を変えて表示している (赤字: 上位性、青字: 典型性)。

【変更箇所】

外来種が優占する「クワモドキ・セイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種 (典型性) とすることは不相当であると判断し、着目種から除外した。

別紙 14 「9.10 生態系」…食物連鎖イメージ図

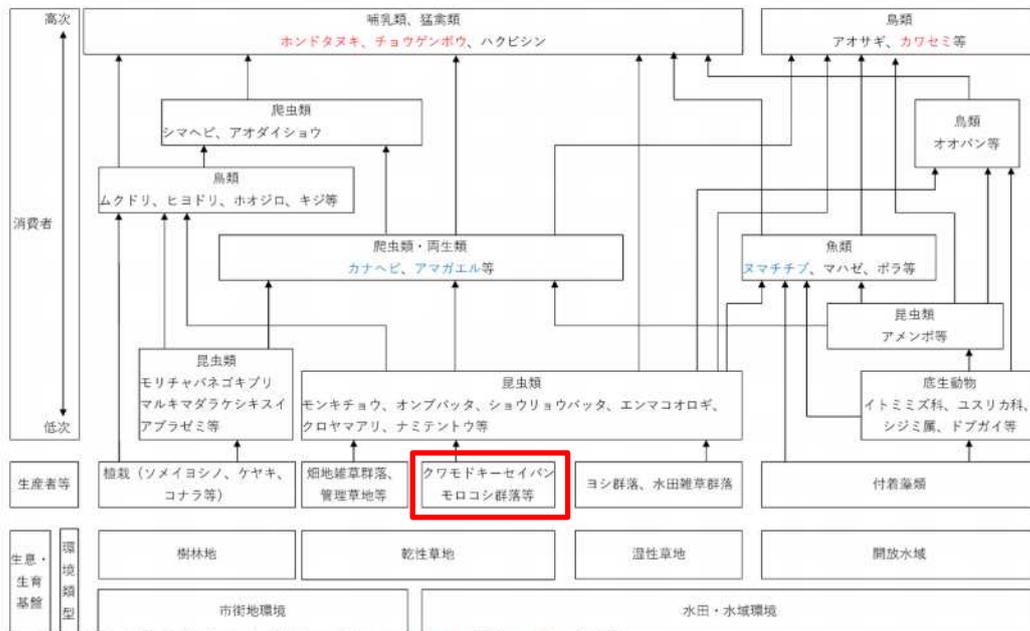
【準備書の内容】



注1) 予測対象とする着目種は文字の色を変えて表示している（赤字：上位性、青字：典型性）。
 2) 矢印は、食物連鎖における被食者から捕食者に向けて表示している。

図 9.10-3 食物連鎖イメージ図

【変更後の内容】



注1) 予測対象とする着目種は文字の色を変えて表示している（赤字：上位性、青字：典型性）。
 2) 矢印は、食物連鎖における被食者から捕食者に向けて表示している。

図 9.10-3 食物連鎖イメージ図

【変更箇所】

外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種（典型性）とすることは不相当であると判断し、着目種から除外した。

別紙 15 「9.10 生態系」…着目種の選定結果

【準備書の内容】

表 9.10-9(2) 着目種の選定結果

区分	着目種・群集		選定理由
上位性	カワセミ	鳥類	本種は、河川、湖沼、小川、用水等の水辺で見られる 17 cm 程度の鳥類である。小魚や小さいザリガニ、エビなどを主な餌とする。 現地調査では、綾瀬川及び戸塚環境センター北側の水路で確認され、戸塚環境センター北側水路の水抜き穴で営巣が確認されていることから、開放水域環境の上位性を示す種として選定する。
典型性	カナヘビ	爬虫類	本種は、低地から山地にかけて広範囲に生息し、草むらなど日当たりのよい場所を好み、公園の緑地、水田の畦、人家の生け垣、畑地等人為的な環境にも適応している。昆虫類等を主な餌とする。 現地調査では、樹林地や乾性草地等で広く確認されていることから、樹林地及び乾性草地の典型性を示す種として選定する。
典型性	アマガエル	両生類	本種は、ため池や水田・畑付近の草叢・市街地の植込み、公園等を生息場所とする。主として、昆虫類等を餌とする。 現地調査では、通年を通して広く確認されていることから、湿性草地の典型性を示す種として選定する。
典型性	ヌマチチブ	魚類	本種は、川の中流域から汽水域等に生息し、流れの緩やかなところに多く生息する。 現地調査では、各調査地点で通年を通して確認されていることから、開放水域（綾瀬川）の典型性を示す種として選定する。
典型性	クワモドキーセイバンモロコシ群落	植物	本群落は、多年生のイネ科草本植物のセイバンモロコシと一年生のキク科草本植物のクワモドキが優占する草原植生である。 本群落は、調査地域内に分布する草地のうち、代償植生群落の中で最も面積が大きいことから、草地の典型性を示す種として選定する。

【変更後の内容】

表 9.10-9(2) 着目種の選定結果

区分	着目種・群集		選定理由
上位性	カワセミ	鳥類	本種は、河川、湖沼、小川、用水等の水辺で見られる 17 cm 程度の鳥類である。小魚や小さいザリガニ、エビなどを主な餌とする。 現地調査では、綾瀬川及び戸塚環境センター北側の水路で確認され、戸塚環境センター北側水路の水抜き穴で営巣が確認されていることから、開放水域環境の上位性を示す種として選定する。
典型性	カナヘビ	爬虫類	本種は、低地から山地にかけて広範囲に生息し、草むらなど日当たりのよい場所を好み、公園の緑地、水田の畦、人家の生け垣、畑地等人為的な環境にも適応している。昆虫類等を主な餌とする。 現地調査では、樹林地や乾性草地等で広く確認されていることから、樹林地及び乾性草地の典型性を示す種として選定する。
典型性	アマガエル	両生類	本種は、ため池や水田・畑付近の草叢・市街地の植込み、公園等を生息場所とする。主として、昆虫類等を餌とする。 現地調査では、通年を通して広く確認されていることから、湿性草地の典型性を示す種として選定する。
典型性	ヌマチチブ	魚類	本種は、川の中流域から汽水域等に生息し、流れの緩やかなところに多く生息する。 現地調査では、各調査地点で通年を通して確認されていることから、開放水域（綾瀬川）の典型性を示す種として選定する。

【変更箇所】

外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種（典型性）とすることは不相当であると判断し、着目種から除外した。

別紙 16 「9.10 生態系」…生態系の着目種

【準備書の内容】

ウ 生態系の着目種

生態系の着目種について想定される影響は、表 9.10-12 に示すとおりである。

対象事業実施区域内の大部分は市街地など(3.8ha、79.2%)の環境類型区分であり、次いで樹林地(植栽)が22.9%を占めている。対象事業実施区域外に草地の典型性を示すクワモドキーセイバンモロコシ群落が存在し、対象事業実施区域周辺においてカナヘビやアマガエルが確認された。これらを捕食するホンダタヌキやチョウゲンボウ等の上位種も見られた。また、予測地域内を流れる綾瀬川において、ヌマチチブが確認され、それを捕食するカワセミ等が生息している。

これらの生態系の着目種の生息・生育基盤は、工事により樹林環境が改変されることが予測される。また、資材運搬等の車両の走行により一時的に車両が増加し、ホンダタヌキ等の移動能力の高い種に対して、移動経路の分断による影響が一時的に生じることが予測される。また、騒音・振動の変化による間接的な影響による生息環境の質的变化が予測される。なお、光環境の変化または水質の変化による生息・生育環境への影響は極めて小さい、またはないと考えられる。

表 9.10-12 着目種の生息・生育環境について想定される影響

分類	種名	区分	直接的な影響	間接的な影響			
			生息・生育環境の消失	移動経路の分断	騒音・振動	水質の変化	光環境の変化
哺乳類	ホンダタヌキ	上位性	○	△	△	—	×
鳥類	チョウゲンボウ		○	△	△	—	×
	カワセミ		—	△	△	—	×
爬虫類	カナヘビ	典型性	○	△	△	—	×
両生類	アマガエル		○	△	△	—	×
魚類	ヌマチチブ		×	×	×	—	×
植物	クワモドキーセイバンモロコシ群落		×	×	×	—	×

注) 表中の凡例

- ：影響が想定される。
- △：影響はあるが、最大となる影響は一時的であり、影響は小さいと考えられる。もしくは、工事計画や事業計画から、影響は小さいと考えられる。
- ×：本事業では影響は限定的であり、影響は極めて小さいと考えられる。
- ：影響はないと考えられる。

【変更後の内容】

ウ 生態系の着目種

生態系の着目種について想定される影響は、表 9.10-12 に示すとおりである。

対象事業実施区域内の大部分は市街地など(3.8ha、79.2%)の環境類型区分であり、次いで樹林地(植栽)が22.9%を占めている。対象事業実施区域周辺においてカナヘビやアマガエルが確認され、これらを捕食するホンダタヌキやチョウゲンボウ等の上位種も見られた。また、予測地域内を流れる綾瀬川において、ヌマチチブが確認され、それを捕食するカワセミ等が生息している。

これらの生態系の着目種の生息・生育基盤は、工事により樹林環境が改変されることが予測される。また、資材運搬等の車両の走行により一時的に車両が増加し、ホンダタヌキ等の移動能力の高い種に対して、移動経路の分断による影響が一時的に生じることが予測される。また、騒音・振動の変化による間接的な影響による生息環境の質的变化が予測される。なお、光環境の変化または水質の変化による生息・生育環境への影響は極めて小さい、またはないと考えられる。

表 9.10-12 着目種の生息・生育環境について想定される影響

分類	種名	区分	直接的な影響	間接的な影響				
			生息・生育環境の消失	移動経路の分断	騒音・振動	水質の変化	光環境の変化	
哺乳類	ホンダタヌキ	上位性	○	△	△	—	×	
鳥類	チョウゲンボウ		○	△	△	—	×	
	カワセミ		—	△	△	—	×	
爬虫類	カナヘビ	典型性	○	△	△	—	×	
両生類	アマガエル		○	△	△	—	×	
魚類	ヌマチチブ		×	×	×	—	×	

注) 表中の凡例

○：影響が想定される。

△：影響はあるが、最大となる影響は一時的であり、影響は小さいと考えられる。もしくは、工事計画や事業計画から、影響は小さいと考えられる。

×：本事業では影響は限定的であり、影響は極めて小さいと考えられる。

—：影響はないと考えられる。

【変更箇所】

外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種(典型性)とすることは不適當であると判断し、着目種から除外したため、記述を修正した。

別紙 17 「9.10 生態系」…着目種の予測結果一覧

【準備書の内容】

表 9.10-13 着目種の予測結果一覧

分類	種名	区分	確認例数(例)		主な生息・生育環境の面積			影響の大きさ
			対象事業実施区域		現況 (ha)	消失 (ha)	割合 (%)	
			内	外				
哺乳類	ホンドタヌキ	上位性	4	6	11.3	1.0	8.8	△
鳥類	チョウゲンボウ		27	30	29.4	2.8	9.5	△
	カワセミ		0	10(3) ^{注2}	2.3	0 ^{注1}	0 ^{注1}	△
爬虫類	カナヘビ	典型性	2	11	11.3	1.0	8.8	△
両生類	アマガエル		1	58	13.6	1.0 ^{注1}	7.4 ^{注1}	△
魚類	ヌマチチブ		0	80	2.3	0 ^{注1}	0 ^{注1}	×
植物	クワモドキーセイバンモロコシ群落		0ha	1.5ha	1.5	0	0	×

注1) 改変区域内の開放水域は人工的な庭園であり、本種の生息環境ではないため、改変区域内の生息環境から除外した。

2) 括弧内の数値は営巣箇所数を示す。

3) 表中の凡例

○：影響が想定される。

△：影響はあるが、最大となる影響は一時的であり、影響は小さいと考えられる。もしくは、工事計画や事業計画から、影響は小さいと考えられる。

×：本事業では影響は限定的であり、影響は極めて小さいと考えられる。

—：影響はないと考えられる。

【変更後の内容】

表 9.10-13 着目種の予測結果一覧

分類	種名	区分	確認例数(例)		主な生息・生育環境の面積			影響の大きさ
			対象事業実施区域		現況 (ha)	消失 (ha)	割合 (%)	
			内	外				
哺乳類	ホンドタヌキ	上位性	4	6	11.3	1.0	8.8	△
鳥類	チョウゲンボウ		27	30	29.4	2.8	9.5	△
	カワセミ		0	10(3) ^{注2)}	2.3	0 ^{注1)}	0 ^{注1)}	△
爬虫類	カナヘビ	典型性	2	11	11.3	1.0	8.8	△
両生類	アマガエル		1	58	13.6	1.0 ^{注1)}	7.4 ^{注1)}	△
魚類	ヌマチチブ		0	80	2.3	0 ^{注1)}	0 ^{注1)}	×

注1) 改変区域内の開放水域は人工的な庭園であり、本種の生息環境ではないため、改変区域内の生息環境から除外した。

2) 括弧内の数値は営巣箇所数を示す。

3) 表中の凡例

○：影響が想定される。

△：影響はあるが、最大となる影響は一時的であり、影響は小さいと考えられる。もしくは、工事計画や事業計画から、影響は小さいと考えられる。

×：本事業では影響は限定的であり、影響は極めて小さいと考えられる。

—：影響はないと考えられる。

【変更箇所】

外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種(典型性)とすることは不相当であると判断し、着目種から除外したため、記述を修正した。

別紙 18 「9.10 生態系」…注目種（典型性）の予測結果

【準備書の内容】

表 9.10-14(7) 注目種（典型性）の予測結果（クワモドキーセイバンモロコシ群落）

項目	内容			
主な植生	多年生のイネ科草本植物のセイバンモロコシと一年生のキク科草本植物のクワモドキが優占する草原植生である。			
現地確認状況	対象事業実施区域外の綾瀬川河川敷において 1.5ha がクワモドキーセイバンモロコシ群落として確認された。			
	対象事業実施区域内	0ha	対象事業実施区域外	1.5ha
予測結果	<p>対象事業実施区域周辺で確認されたクワモドキーセイバンモロコシ群落は 1.5ha で、対象事業実施区域内では確認されなかったことから、生育地は造成範囲外のため、直接的な影響はないと考えられる。</p> <p>工事中は、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により光環境の変化による間接的影響は低減されることから、工事中における間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>供用時には、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できることから、供用時における間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>したがって、予測地域における本種の生育環境の改変による影響、及び生育環境への間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p>			
確認位置				

【変更後の内容】

(表 9.10-14(7)を削除)

【変更箇所】

外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種（典型性）とすることは不適當であると判断し、着目種から除外したため、記述を修正した。

別紙 19 「9.10 生態系」…着目種と関係種の関係への影響

【準備書の内容】

表 9.10-15(3) 着目種と関係種の関係への影響

着目種	着目種を捕食する種	着目種と餌等で競争する種	着目種と類似した環境に生息する種	着目種の餌となる種
ヌマチチブ	【カワセミ、サギ類】 水域は改変されないため、 現況のまま利用される。	【マハゼ】 水域は改変されないため、 現況のまま利用される。	—	【底生動物・藻類】 水域は改変されないため、 現況のまま利用される。
クワモドキーセイバンモロコシ群落	【草地性昆虫類等】 草地は改変されないため、 現況のまま利用される。	—	—	—

【変更後の内容】

表 9.10-15(3) 着目種と関係種の関係への影響

着目種	着目種を捕食する種	着目種と餌等で競争する種	着目種と類似した環境に生息する種	着目種の餌となる種
ヌマチチブ	【カワセミ、サギ類】 水域は改変されないため、 現況のまま利用される。	【マハゼ】 水域は改変されないため、 現況のまま利用される。	—	【底生動物・藻類】 水域は改変されないため、 現況のまま利用される。

【変更箇所】

外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種（典型性）とすることは不適當であると判断し、着目種から除外したため、記述を修正した。

別紙 20 「9.10 生態系」…対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化

【準備書の内容】

表 9.10-16(3) 対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化

着目種	着目種の生息・生育環境への影響	着目種と関係種との関係への影響	対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化
アマガエル	生息環境が減少する可能性がある。	影響は小さい。	△ 工事中では、対象事業実施区域内の生息環境である樹林地の一部が消失するが、周辺地域に同様の環境が存在すること、産卵場所である水田等は改変されないことから、周辺地域を主体として、本種を典型種とする生態系は維持されると考えられる。 供用時では、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、現在と同様の生息環境を代償することから、本種を典型種とする生態系は、現況からほとんど変化しないと考えられる。
ヌマチチブ	生息環境は変化しない。	影響はほとんどない。	○ 本種の生息環境である川の中流域から汽水域等の流れの緩やかな場所は改変せず、間接的な影響は極めて小さいことから、本種を典型種とする生態系は維持されると考えられる。
クワモドキーセイバンモロコシ群落	生育環境は変化しない。	影響はほとんどない。	○ 本群落は、対象事業実施区域周辺に広く分布する草地環境であり、改変されないこと、間接的な影響は極めて小さいことから、本群落を典型種とする生態系は維持されると考えられる。

注) 「対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化」の判断は以下のとおりである。

- ：良好なまま維持される。
- △：ほとんど変化しない。
- ×：現状を維持できない。

【変更後の内容】

表 9.10-16(3) 対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化

着目種	着目種の生息・生育環境への影響	着目種と関係種との関係への影響	対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化
アマガエル	生息環境が減少する可能性がある。	影響は小さい。	△ 工事中では、対象事業実施区域内の生息環境である樹林地の一部が消失するが、周辺地域に同様の環境が存在すること、産卵場所である水田等は改変されないことから、周辺地域を主体として、本種を典型種とする生態系は維持されると考えられる。 供用時では、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、現在と同様の生息環境を代償することから、本種を典型種とする生態系は、現況からほとんど変化しないと考えられる。
ヌマチチブ	生息環境は変化しない。	影響はほとんどない。	○ 本種の生息環境である川の中流域から汽水域等の流れの緩やかな場所は改変せず、間接的な影響は極めて小さいことから、本種を典型種とする生態系は維持されると考えられる。

注) 「対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化」の判断は以下のとおりである。

- ：良好なまま維持される。
- △：ほとんど変化しない。
- ×：現状を維持できない。

【変更箇所】

外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種（典型性）とすることは不適當であると判断し、着目種から除外したため、記述を修正した。

別紙 21 「9.10 生態系」…整合を図るべき基準等

【準備書の内容】

表 9.10-17 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「埼玉県環境基本計画(第4次)」(平成29年、埼玉県)	<p>【長期的な目標】</p> <p>恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の保全と再生 ・緑の保全と再生 ・森林の整備と保全 ・生物多様性の保全
「第4次埼玉県国土利用計画」(平成22年、埼玉県)	<p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用
「埼玉県5か年計画 希望・活躍・うるおいの埼玉」(平成29年、埼玉県)	<p>【南部地域の施策展開】</p> <p>豊かな自然と共生する社会をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見沼田圃の保全・活用・創造 ・市などと連携した水辺空間の利活用の促進
「第2次埼玉県広域緑地計画」(平成29年、埼玉県)	<p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」』 <p>【地形別の緑のあり方】</p> <p>低地では、広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指します。</p> <p>市街地では、残された貴重な樹林地等を保全・活用しながら、新たな緑の創出により、緑豊かで良好な生活環境を有する市街地が形成されるようにします。</p>
「まちづくり埼玉プラン」(平成30年、埼玉県)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と自然・田園との共生
「埼玉県生物多様性保全戦略」(平成30年、埼玉県)	<p>基本戦略1. 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる</p> <p>基本戦略2. 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する</p> <p>基本戦略3. 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会づくり</p>
「第5次川口市総合計画」(平成28年、川口市)	<p>【豊かな水と緑に親しめる空間の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺環境の整備 ・緑地環境の整備 <p>【環境の保全と創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全 ・地球環境の保全
「川口市都市計画基本方針」(平成29年、川口市)	<p>【戸塚地域のまちづくり方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親しみのある水辺の環境づくり
「第3次川口市環境基本計画」(平成30年、川口市)	<p>【自然共生社会の実現～豊かな自然とともに暮らせるまち～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 ・みどり・水辺の保全

【変更後の内容】

表 9.10-17 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「埼玉県環境基本計画(第4次)」(平成29年、埼玉県)	<p>【長期的な目標】</p> <p>恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の保全と再生 ・緑の保全と再生 ・森林の整備と保全 ・生物多様性の保全
「第4次埼玉県国土利用計画」(平成22年、埼玉県)	<p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用
「埼玉県5か年計画 希望・活躍・うるおいの埼玉」(平成29年、埼玉県)	<p>【南部地域の施策展開】</p> <p>豊かな自然と共生する社会をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見沼田圃の保全・活用・創造 ・市などと連携した水辺空間の利活用の促進
「第2次埼玉県広域緑地計画」(平成29年、埼玉県)	<p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」』 <p>【地形別の緑のあり方】</p> <p>低地では、広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指します。市街地では、残された貴重な樹林地等を保全・活用しながら、新たな緑の創出により、緑豊かで良好な生活環境を有する市街地が形成されるようにします。</p>
「まちづくり埼玉プラン」(平成30年、埼玉県)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と自然・田園との共生
「埼玉県生物多様性保全戦略」(平成30年、埼玉県)	<p>基本戦略1. 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる</p> <p>基本戦略2. 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する</p> <p>基本戦略3. 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会づくり</p>
「埼玉県土地利用基本計画計画書」(平成25年、埼玉県)	<ul style="list-style-type: none"> ・川口市が含まれる「県南地域」では、新たな工業用地などの需要に対しては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、乱開発の抑止に努めます。
「第5次川口市総合計画」(平成28年、川口市)	<p>【豊かな水と緑に親しめる空間の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺環境の整備 ・緑地環境の整備 <p>【環境の保全と創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全 ・地球環境の保全
「川口市都市計画基本方針」(平成29年、川口市)	<p>【戸塚地域のまちづくり方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親しみのある水辺の環境づくり
「第3次川口市環境基本計画」(平成30年、川口市)	<p>【自然共生社会の実現～豊かな自然とともに暮らせるまち～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 ・みどり・水辺の保全

【変更箇所】

「埼玉県土地利用基本計画計画書」(平成25年、埼玉県)に記載の内容を、整合を図るべき基準等に追記した。

別紙 22 「11.9 植物」…評価結果の概要

【準備書の内容】

(3) 評価結果の概要

評価結果（植物）	
<p><工事中、存在・供用時> ○造成等の工事、施設が存在</p> <p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中に発生する濁水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、影響を低減する。 ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。 ・対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。 等 <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>保全すべき植物種の生育地及び生育環境の面積は減少せず、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、影響の低減及び新たな生育環境の創出が期待できる。</p> <p>緑の量については、緑視率が低下する地点があるものの、対象事業実施区域内の周囲に緑地環境を設けることで、植栽木の生長に伴い施設等が隠蔽され、人工的雰囲気が緩和されることから、緑視率への影響は低減できると考えられる。</p> <p>以上により、工事の実施及び施設存在に伴う植物への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されるとともに、新たな植物の生育基盤の創出により代償されると評価した。</p>	<p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>工事の実施及び施設存在に伴い、保全すべき植物種の生育地及び生育環境の面積は減少せず、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、保全すべき植物種への影響の低減（代償）が期待できることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <p>「保全すべき植物種の生育環境を保全すること」</p>

【変更後の内容】

(3) 評価結果の概要

評価結果（植物）	
<p><工事中、存在・供用時> ○造成等の工事、施設が存在</p> <p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中に発生する濁水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、影響を低減する。 ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。 ・対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。 等 <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>保全すべき植物種の生育地及び生育環境の面積は減少せず、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、影響の低減及び新たな生育環境の創出が期待できる。</p> <p>緑の量については、緑視率が低下する地点があるものの、対象事業実施区域内の周囲に緑地環境を設けることで、植栽木の生長に伴い施設等が隠蔽され、人工的雰囲気が緩和されることから、緑視率への影響は低減できると考えられる。</p> <p>以上により、工事の実施及び施設存在に伴う植物への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p>	<p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>工事の実施及び施設存在に伴い、保全すべき植物種の生育地及び生育環境の面積は減少せず、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <p>「保全すべき植物種の生育環境を保全すること」</p>

【変更箇所】

予測結果を踏まえて評価結果の文章を再考し、修正した。

別紙 23 「11.10 生態系」…調査結果の概要

【準備書の内容】

(1) 調査結果の概要

調査結果（生態系）									
<p><着目種の抽出状況> 上位性・典型性・特殊性の観点から着目種を以下に示すとおり抽出した。</p> <p>着目種の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>着目種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位性</td> <td>ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、カワセミ</td> </tr> <tr> <td>典型性</td> <td>カナヘビ、アマガエル、ヌマチチブ、クワモドキ-セイバンモロコシ群落</td> </tr> <tr> <td>特殊性</td> <td>(※該当無し)</td> </tr> </tbody> </table> <p><着目種の確認状況></p> <p>・ホンドタヌキ 樹林やその林縁部・川や沼沢等が散在する広い地域等を生息場所とする。 現地調査では、通年を通して確認されていることから、乾性草地及び湿性草地環境の上位性を示す種として選定する。</p> <p>・チョウゲンボウ 河川敷や農耕地、草地等の開けた場所でみられる猛禽類である。 現地調査では、飛翔行動、探餌行動、繁殖に係る行動が確認されたことから、上位性を示す種として選定する。</p> <p>・カワセミ 河川、湖沼、小川、用水などの水辺で見られる鳥類である。 現地調査では、綾瀬川及び戸塚環境センター北側の水路で確認され、戸塚環境センター北側水路の水抜き穴で営巣が確認されていることから、開放水域環境の上位性を示す種として選定する。</p>	区分	着目種	上位性	ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、カワセミ	典型性	カナヘビ、アマガエル、ヌマチチブ、クワモドキ-セイバンモロコシ群落	特殊性	(※該当無し)	<p>・カナヘビ 低地から山地にかけて広範囲に生息し、草むらなど日当たりのよい場所を好み、公園の緑地、水田の畦、人家の生け垣、畑地など人為的な環境にも適応している。 現地調査では、樹林地や乾性草地等で広く確認されていることから、樹林地及び乾性草地の典型性を示す種として選定する。</p> <p>・アマガエル ため池や水田・畑付近の草叢・市街地の植込み、公園などを生息場所とする。 現地調査では、通年を通して広く確認されていることから、湿性草地の典型性を示す種として選定する。</p> <p>・ヌマチチブ 川の中流域から汽水域等に生息し、流れの緩やかなところに多く生息する。 現地調査では、各調査地点で通年を通して確認されていることから、開放水域（綾瀬川）の典型性を示す種として選定する。</p> <p>・クワモドキ-セイバンモロコシ群落 多年生のイネ科草本植物のセイバンモロコシと一年生のキク科草本植物のクワモドキが優占する草原植生である。 本群落は、調査地域内に分布する草地のうち、代償植生群落の中で最も面積が大きいことから、草地の典型性を示す種として選定する。</p>
区分	着目種								
上位性	ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、カワセミ								
典型性	カナヘビ、アマガエル、ヌマチチブ、クワモドキ-セイバンモロコシ群落								
特殊性	(※該当無し)								

【変更後の内容】

(1) 調査結果の概要

調査結果（生態系）									
<p><着目種の抽出状況> 上位性・典型性・特殊性の観点から着目種を以下に示すとおり抽出した。</p> <p>着目種の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>着目種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位性</td> <td>ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、カワセミ</td> </tr> <tr> <td>典型性</td> <td>カナヘビ、アマガエル、ヌマチチブ</td> </tr> <tr> <td>特殊性</td> <td>（※該当無し）</td> </tr> </tbody> </table> <p><着目種の確認状況></p> <p>・ホンドタヌキ 樹林やその林縁部・川や沼沢等が散在する広い地域等を生息場所とする。 現地調査では、通年を通して確認されていることから、乾性草地及び湿性草地環境の上位性を示す種として選定する。</p> <p>・チョウゲンボウ 河川敷や農耕地、草地等の開けた場所でみられる猛禽類である。 現地調査では、飛翔行動、探餌行動、繁殖に係る行動が確認されたことから、上位性を示す種として選定する。</p> <p>・カワセミ 河川、湖沼、小川、用水などの水辺で見られる鳥類である。 現地調査では、綾瀬川及び戸塚環境センター北側の水路で確認され、戸塚環境センター北側水路の水抜き穴で営巣が確認されていることから、開放水域環境の上位性を示す種として選定する。</p>	区分	着目種	上位性	ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、カワセミ	典型性	カナヘビ、アマガエル、ヌマチチブ	特殊性	（※該当無し）	<p>・カナヘビ 低地から山地にかけて広範囲に生息し、草むらなど日当たりのよい場所を好み、公園の緑地、水田の畦、人家の生け垣、畑地など人為的な環境にも適応している。 現地調査では、樹林地や乾性草地等で広く確認されていることから、樹林地及び乾性草地の典型性を示す種として選定する。</p> <p>・アマガエル ため池や水田・畑付近の草叢・市街地の植込み、公園などを生息場所とする。 現地調査では、通年を通して広く確認されていることから、湿性草地の典型性を示す種として選定する。</p> <p>・ヌマチチブ 川の中流域から汽水域等に生息し、流れの緩やかなところに多く生息する。 現地調査では、各調査地点で通年を通して確認されていることから、開放水域（綾瀬川）の典型性を示す種として選定する。</p>
区分	着目種								
上位性	ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、カワセミ								
典型性	カナヘビ、アマガエル、ヌマチチブ								
特殊性	（※該当無し）								

【変更箇所】

外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種（典型性）とすることは不適當であると判断し、着目種から除外した。

別紙 24 「11.10 生態系」…予測結果の概要

【準備書の内容】

予測結果（生態系(2)）	
<p>・ヌマチチブ 対象事業実施区域内に本種の生息環境はないことから、事業の実施に伴う生息環境の改変等の影響はない。 工事中的間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により低減され、極めて小さいと考えられる。また、濁水による生息環境の質的变化はないことから、影響はないと考えられる。 存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、影響は極めて小さいと考えられる。</p>	<p>・クワモドキーセイバンモロコシ群落 対象事業実施区域内では確認されなかったことから、直接的な影響はないと考えられる。 工事中的間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により光環境の変化による影響は低減されることから、影響は極めて小さいと考えられる。 供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、影響は極めて小さいと考えられる。</p>

【変更後の内容】

予測結果（生態系(2)）	
<p>・ヌマチチブ 対象事業実施区域内に本種の生息環境はないことから、事業の実施に伴う生息環境の改変等の影響はない。 工事中的間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により低減され、極めて小さいと考えられる。また、濁水によ</p>	<p>る生息環境の質的变化はないことから、影響はないと考えられる。 存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、影響は極めて小さいと考えられる。</p>

【変更箇所】

外来種が優占する「クワモドキーセイバンモロコシ群落」は、生物多様性の保全並びに多様な自然環境の体系的な保全の観点から考えて、着目種（典型性）とすることは不適當であると判断し、着目種から除外した。

別紙 25 「12.2 事後調査の方法等」…事後調査の内容（工事中における大気質への影響）

【準備書の内容】

表 12.2-1(1) 事後調査の内容（工事中における大気質への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働	環境大気の状態 (二酸化窒素)	建設機械の稼働による影響が最大と想定される時期 (7日間連続)	対象事業実施区域及び周辺地域 4 地点 (現地調査地点に同じ(図 12.2-1(1)参照))	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める方法
	地上気象 (風向・風速)		対象事業実施区域内 1 地点 (現地調査地点に同じ(図 12.2-1(1)参照))	「地上気象観測指針」(平成 14 年、気象庁)に定める方法
資材運搬等の車両の走行	沿道大気の状態 (二酸化窒素)	資材運搬等の車両の走行による影響が最大と想定される時期 (7日間連続)	資材運搬等の車両の主要な走行経路上の 3 地点 (現地調査地点に同じ(図 12.2-1(1)参照))	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める方法

【変更後の内容】

表 12.2-1(1) 事後調査の内容（工事中における大気質への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働	環境大気の状態 (二酸化窒素)	建設機械の稼働による影響が最大と想定される時期 (7日間連続)	対象事業実施区域及び周辺地域 4 地点 (現地調査地点に同じ(図 12.2-1(1)参照))	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める方法
	地上気象 (風向・風速)		対象事業実施区域内 1 地点 (現地調査地点に同じ(図 12.2-1(1)参照))	「地上気象観測指針」(平成 14 年、気象庁)に定める方法
	環境大気の状態 (アスベスト)	解体工事が実施される期間に 1 回	施工区画周辺の 4 地点	「アスベストモニタリングマニュアル(第 4.1 版)」(平成 29 年、環境省)に定める方法
資材運搬等の車両の走行	沿道大気の状態 (二酸化窒素)	資材運搬等の車両の走行による影響が最大と想定される時期 (7日間連続)	資材運搬等の車両の主要な走行経路上の 3 地点 (現地調査地点に同じ(図 12.2-1(1)参照))	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める方法

【変更箇所】

既存施設の解体作業時には、アスベスト等の有害物質の飛散が想定されることから、アスベストのモニタリング調査を追加した。

別紙 26「12.2 事後調査の方法等」…事後調査の内容（存在・供用時における大気質への影響）

【準備書の内容】

表 12.2-1(2) 事後調査の内容（存在・供用時における大気質への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	環境大気の状態 （二酸化窒素、 二酸化硫黄、 浮遊粒子状物質、 塩化水素、ダイオキシン類、水銀、 浮遊粉じん）	施設の稼働が定常状態となる時期 （新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時、並びに新施設の単独稼働時のそれぞれ四季×7日間連続）	対象事業実施区域及び周辺地域 4地点 （現地調査地点に同じ（図 12.2-1(1)参照））	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25、35 号）、「大気汚染物質測定法指針」（昭和 63 年、環境庁）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 23 年、環境省）、「JIS Z 8814 ローボリウムエアサンプラ及びローボリウムエアサンプラによる空气中浮遊粉じん測定方法」に定める方法
	地上気象 （風向・風速）		対象事業実施区域内 1 地点 （現地調査地点に同じ（図 12.2-1(1)参照））	「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）及び「環境大気常時監視マニュアル第 4 版」に定める方法
廃棄物運搬車両等の走行	沿道大気の状態 （二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 炭化水素）	施設の稼働が定常状態となる時期 （新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時、並びに新施設の単独稼働時のそれぞれ四季×7日間連続）	廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の 3 地点 （現地調査地点に同じ（図 12.2-1(1)参照））	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25、35 号）、「環境大気中の鉛・炭化水素の測定について」（昭和 52 年環大企第 61 号）に定める方法

【変更後の内容】

表 12.2-1(2) 事後調査の内容（存在・供用時における大気質への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	環境大気の状態 （二酸化窒素、 二酸化硫黄、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質、 塩化水素、ダイオキシン類、水銀、 浮遊粉じん）	施設の稼働が定 常状態となる時 期 （新施設と既存施 設（西棟）の同時稼 働時、並びに新施 設の単独稼働時の それぞれ四季×7 日間連続）	対象事業実施区 域及び周辺地域 4地点 （現地調査地点 に同じ（図 12.2- 1(1)参照））	「二酸化窒素に係る環境基 準について」（昭和 53 年環 境庁告示第 38 号）、「大気 の汚染に係る環境基準につ いて」（昭和 48 年環境庁告 示第 25、35 号）、「微小粒 子状物質による大気の汚染 に係る環境基準について」 （平成 21 年環境省告示第 33 号）、「大気汚染物質測定法 指針」（昭和 63 年、環境庁）、 「ダイオキシン類による大 気汚染、水質の汚濁（水底 の底質の汚染を含む。）及び 土壌の汚染に係る環境基準」 （平成 11 年環境庁告示第 68 号）、「有害大気汚染物質測 定方法マニュアル」（平成 31 年、環境省）、「JIS Z 8814 ロウボリュームエアサンプ ラ及びロウボリュームエア サンブラによる空气中浮遊 粉じん測定方法」に定める方 法
	地上気象 （風向・風速）			対象事業実施区 域内 1 地点 （現地調査地点 に同じ（図 12.2- 1(1)参照））
廃棄物運搬 車両等の走 行	沿道大気の状態 （二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 炭化水素）	施設の稼働が定 常状態となる時 期 （新施設と既存施 設（西棟）の同時稼 働時、並びに新施 設の単独稼働時の それぞれ四季×7 日間連続）	廃棄物運搬車両 等の主要な走行 経路上の 3 地点 （現地調査地点 に同じ（図 12.2- 1(1)参照））	「二酸化窒素に係る環境基 準について」（昭和 53 年環 境庁告示第 38 号）、「大気 の汚染に係る環境基準につ いて」（昭和 48 年環境庁告 示第 25、35 号）、「環境大 気中の鉛・炭化水素の測定に ついて」（昭和 52 年環大企 第 61 号）に定める方法

【変更箇所】

知事意見を勘案した結果、存在、供用時における事後調査項目に微小粒子状物質を追加した。

指令環政第597号

川口市

令和3年1月25日付けで申請のあった川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価準備書の記載事項の変更に係る手続等の免除承認については、埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、準備書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和3年2月10日

埼玉県知事 大野 元 裕

